

第 1 章 新ひょうご子ども未来プランの基本的な考え方

1 背景

(1) これまでの取り組み

兵庫県では、平成 17 年 8 月に庁内横断組織として少子対策本部を設置して以降、同年度末に「ひょうご子ども未来プラン」を策定し、「一人ひとりが生命の大切さ、家庭や子育ての大切さを考え、だれもが安心して子どもを生み育てることができる地域社会の実現」及び「18 年から 22 年までの 5 年間で 25 万人の出生数」を目標として掲げ、総合的・先導的な少子対策を推進してきました。

その結果、出生数については、平成 17 年は 47,951 人でしたが、その後毎年目標の 5 万人に近い水準で推移、18 年が 49,573 人、19 年が 49,289 人、20 年が 49,222 人となり、21 年は全国(△2.0%)より前年からの減少率は少ない 1.6%減の 48,430 人となりました。

また、合計特殊出生率は、平成 17 年は 1.25 でしたが、18 年は 0.03 ポイント増の 1.28、19 年は 0.02 ポイント増の 1.30、20 年はさらに 0.04 ポイント増の 1.34 まで回復し、全国順位も 17 年の 38 位から 20 年では 35 位まで上昇しました。

(参考：取り組みの沿革)

年度	国	県
6	エンゼルプラン策定	
9		“すこやかひょうご” 子ども未来プラン策定
11	新エンゼルプラン策定	
13		“すこやかひょうご” 子ども未来プラン改定
15	次世代育成支援対策推進法成立 少子化社会対策基本法成立	
16	少子化社会対策大綱策定 子ども・子育て応援プラン策定	
17		ひょうご子ども未来プラン策定
18		ひょうご子ども未来プラン プログラム 2007 策定
19	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略報告	ひょうご子ども未来プラン プログラム 2008 策定
20		ひょうご子ども未来プラン プログラム 2009 策定
21	子ども・子育てビジョン策定	新ひょうご子ども未来プラン策定

(2) 取り組み強化の必要性

しかしながら、全体的に見れば、出生数は依然として減少したままで止まっており、少子・高齢化が進展する中、今後、人口バランスの不均衡化がさらに進むとともに、団塊ジュニア世代の加齢もあいまって、出産適齢期の県内女性人口の減少が始まることが見込まれることから、少子対策の一層の取り組み強化が求められます。

また、各種意識調査によると、未就学児の母親の約 7 割が子育てに自信がないと回答し、「今の親は子どもへのしつけができていない」と考える人も半数以上となって

います。また、子どもを取り巻く環境の問題点として、子どもが戸外で遊ぶことが少なくなったと考える人は 7 割近くとなっています。こうした中、県民が安心と喜びをもって家庭を築き、子育てを行うことができるよう、親自身の子育て力向上をはじめ、質の高い子育て支援環境づくりを強力に進めていくことも必要となっています。

2 新プランの策定方針

新プランの策定にあたっては、これまでの「ひょうご子ども未来プラン」の達成状況や少子化問題をとりまく状況の変化等を踏まえて検討のうえ、次の 6 つの特色を持つ、今後 5 年間の兵庫県の「新ひょうご子ども未来プラン」を策定します。

6 つの特色

- ① 子育て支援制度の充実と、子育てと仕事のバランスがとれる環境整備の積極的推進
- ② 社会生活の基本となる親育ちと家庭力向上への取り組み強化
- ③ “良きおせっかい社会”による子どもたち・若者たちへの重点的支援
- ④ 各家庭や各地域の違いに応じた多様な支援
- ⑤ 施策効果がわかりやすい出生数目標の設定
- ⑥ 県民が使いやすく、すぐに役立つ行動計画

3 新プランの位置付け、計画期間

(1) プランの位置付け

- このプランの位置付けは、次世代育成支援対策推進法第 9 条に基づく都道府県後期行動計画であり、県が実施する施策とともに、広域的な立場から市町を支援する施策や子育て支援に取り組む地域団体・NPO、企業などを支援する施策をとりまとめた計画です。
- また、少子・高齢化に向けた今後の取り組みの方向性などを示す「少子・高齢社会ビジョン」の視点を見据えて策定した、少子対策を重点的に推進するための行動計画です。
- なお、このプランは本県の「兵庫県子ども・若者計画」^(※1)、「兵庫県保育計画」^(※2)、「健やか親子 21 兵庫県計画」^(※3)にも位置付ける計画です。

(※1) 「子ども・若者育成支援推進法」第 9 条に基づく法定計画
 (※2) 「児童福祉法」第 56 条の 9 に基づく法定計画
 (※3) 母子保健の国民運動計画「健やか親子 21」を踏まえた県計画

(2) 計画期間

平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間です。

第3章 新プランの目標

新プランでは、少子化問題を取り巻く現状を踏まえ、子育ての「質」と子どもの「数」という少子化問題の両面からの課題に対応するため、「理念目標」と「出生数目標」の2つのプラン全体にかかる目標を掲げ、少子対策の取り組みを進めます。

1 理念目標（基本的な考え方）

新プランでは、次の3つの基本的な考え方を取り組みの目標に据え、重点的に取り組みます。

- (1) 子育て支援制度の充実や働き方の見直しにより、子育て支援環境を整備すること
- (2) 家庭・地域・職域で共感をもって子どもたちを包む、安心と喜びの子育てを進めること
- (3) 家族や地域の大切さ、失ってはならないかけがえのないものを次世代につなぐこと

2 出生数目標

新プランでは、次の出生数目標を掲げて、少子対策・子育て支援策を推進します。

平成23～27年までの5年間で **24万人**（年間4.8万人）

3 めざす社会像

みんなで取り組む少子対策・子育て支援策により、県民が安心と喜びをもって子どもを生み育てていける社会をめざします。

- (1) **安心できる妊娠・出産環境が整備され、すべての親子がともに喜び、ともに成長できる社会**
 - ・安心して妊娠・出産し、不安なく産後が過ごせる環境
 - ・親が育児の知恵・方法を習得し、ゆとりをもってできる子育て
- (2) **保育や小児医療システム等が整った安心できる社会**
 - ・必要な時にいつでも受けられる保育サービス
 - ・どこにいても安心の小児医療サービス
 - ・発達障害等への適切な支援
- (3) **子どもたちが体験を通じて豊かな人間性を育みながら成長できる社会**
 - ・多くの経験を重ねながら育つ子どもたち
 - ・自尊感情をもって育つ子どもたち
- (4) **若者たちが安心して結婚し、安定した家庭を築くことができる社会**
 - ・若者が安心して家庭を持つための経済的な安定
 - ・結婚相手と出会うための多様な機会
- (5) **父親も母親も子育てと仕事のバランスをとって充実した生活ができる社会**
 - ・結婚・出産後も子育てと仕事が両立できる環境
 - ・子育てで離職したのちの円滑な再就業
- (6) **かけがえのない大切なものを次代につなぎ、みんなで子どもたちと子育てを支える社会**
 - ・次世代の子どもたちを大切に育てるための社会全体による協働
 - ・地域ぐるみの児童虐待防止等への取り組み

第4章 施策体系と具体的な施策内容

1 施策体系

県民に分かりやすく役立つよう、県民のニーズに沿ってとりまとめた**取り組みの6本柱**と**アクション25（支援項目）**に沿って施策を推進します。

〔6本柱〕

〔アクション25（支援項目）〕

I 子どもを産み育てる

だれもが安心して妊娠・出産を迎え、子どもはすくすく、親はいきいきと、ともに喜び、ともに成長するための支援を行います。

安心の妊娠・出産を

親の子育て力アップと親子の仲間づくりへ

- 1 安心のマタニティライフへ
- 2 不妊に悩む夫婦への支援は
- 3 出産直後の支援は

- 4 親子の仲間づくりと子育て相談
- 5 基本的生活習慣を取り戻す
- 6 親の子育て力アップを応援

II 子どもの成長を支える

確実な保育サービス、小児医療体制の強化、障害児への支援など、子どもの成長を見守る安心・確実な環境づくりを進めます。

- 7 保育所整備等の確実な推進を
- 8 すべての子どもたちのための保育などのサービスを
- 9 子どもたちのための安心の医療へ
- 10 障害児への支援は
- 11 子育てを応援する経済的支援は

III 豊かな人間性を育む

さまざまな体験や交流を通じた豊かな人間性づくりや仲間づくり、子どもの悩みなどへの適切なサポートを行います。

- 12 学校教育での様々な体験活動は
- 13 地域における体験の場づくりを
- 14 確かな学力の確立や豊かな心の充実へ
- 15 子どもたちの心を支えるシステムは

IV 若者の自立を支える

就業へのサポートと、出会い・結婚への支援を行い、未来を担う若者の自立を応援します。

- 16 若者の就業支援は
- 17 出会い結婚の支援は
- 18 結婚・子育てを支える住まいは

V 子育てと仕事の両立を支援する

男女ともに働き方を見直し、子育てと仕事のバランスがとれた環境づくりを推進します。

- 19 子育てと仕事が両立できる職場環境づくりへ
- 20 子育て後の再就業は

VI 「良きおせかい社会」による家庭応援

かけがえのないものを次代につなぐ思いを共有し、「良きおせかい社会」による安心と協働の子育てを推進します。

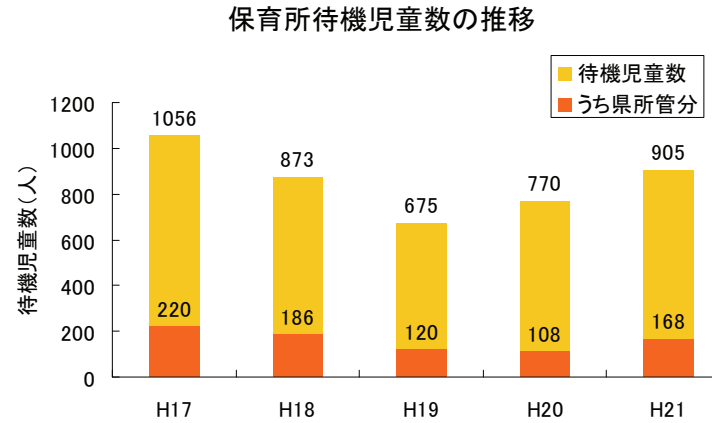
- 21 かけがえのないものを次代につなぐ家庭・地域づくりへ
- 22 “地域祖父母”の活躍を
- 23 大切な子どもと家庭を守るセーフティネットは
- 24 安心のまちづくりは
 - ①子どもたちの安全を守る
 - ②地域コミュニティの拠点づくりは
 - ③安心のユニバーサル社会を
- 25 子育てを大切にする社会への協働

少子化問題を取り巻く主な現状

項目	現状	
出産・子育て関係	出産後の不安	産後うつが発生率: ⑬13.4% → ⑰12.8% (国)
	子育てに対する自信の有無	自分の子育てがこれでよいのか自信がなくなる人の割合 (⑲国) 母親 69.4% 父親 52.6%
	① 保育所待機児童数と定員増加数	待機児童数⑰1,056人→⑲675人→⑳905人〔⑰~⑳△14.3%〕 (定員増加数⑰1,232人→⑲785人→⑳1,110人(予定)) 定員減少数⑰160人→⑲385人→⑳341人 (県)
	② 望ましい保育所のサービス	1位: 待機しなくても入所できるような保育所の数・定員の増加 64.9%(⑰62.8%(1位)) 2位: 病児・病後児保育の充実 54.7%(⑰44.4%(4位)) (⑳国)
	放課後の居場所づくり	放課後児童クラブ: ⑰626か所 → ⑳747か所(開設校区割合 87.7%) 放課後子ども教室: ⑰214か所 → ⑳361か所(開設校区割合 44.8%) (県)
成長・子どもの関係	③ しつけができていない理由	1位: 親自身が基本的な生活習慣が身につけていない 60.3% 2位: 親の責任感や心構えが弱い 58.0% 3位: 祖父母世代から父母世代に知恵が伝承されていない 33.7% (⑲国)
	④ 子どもを取り巻く環境の問題点	1位: 子どもが戸外で遊ぶことが少なくなった 67.8% 2位: 自然にふれ合う機会が少なくなった 65.8% 3位: 生活上の基本的なルールを知らない子どもが多くなった 57.6% (⑲国)
	不登校児童数の推移	小学校: ⑰832人 → ⑳763人〔⑰~⑳△8.2%〕 中学校: ⑰4,335人 → ⑳4,432人〔⑰~⑳+2.2%〕 (県)
就労・結婚関係	⑤ 若年者の平均年間給与額及び有効求人倍率	若年者(29歳以下)の平均年間給与額・有効求人倍率 平均年間給与額⑰3,135千円 → ⑳3,029千円〔⑰~⑳△3.4%〕 有効求人倍率⑰1.24倍 → ⑳0.77倍〔⑰~⑳△0.47ポイント〕(国)
	家庭の所得格差の状況	ジニ係数(家庭の所得格差を示す値で1に近いほど格差が大きい) 当初所得: ⑰0.498 → ⑰0.526〔⑰~⑰+0.028ポイント〕 再分配所得: ⑰0.381 → ⑰0.387〔⑰~⑰+0.006ポイント〕(国)
	結婚に対する意欲	「いずれ結婚するつもり」男: 87.0% 女: 90.0% (⑰国)
	未婚者が結婚できない理由	「適当な相手にまだめぐりあわない」男 45.0% 女 49.0%(男女とも1位) 「結婚資金が足りない」男 27.3% 女 15.7%(男女とも2位) 「異性とうまく付き合えない」男 11.3% 女 7.3%(男女とも3位) (⑰国)
子育てと仕事の両立関係	⑥ 子育て世代女性の働きたい人・働いている人の割合	30~40代女性のうち働きたい人の割合→働いている人の割合(⑲国) 子ども3歳以下: 42.4%→25.1%, 4歳~就学前: 72.3%→37.4% 小学生: 90.6%→44.1%, 中学生以上: 95.1%→54.7%
	近所付き合いの程度	近所付き合いがある: ⑳85.6% → ⑲行き来している: 41.6% 近所付き合いがない: ⑳13.6% → ⑲行き来していない: 50.3% (⑲国)
家庭・地域の意識関係	⑦ 子どもをもつ親にとってありがたいと思う地域活動	1位: 子育てに関する悩みを気軽に相談できるような活動 60.9% 2位: 子育てをする親同士が話ができる仲間づくりの活動 49.9% 3位: 不意の外出の時などに子どもを預かる活動 44.8% (⑲国)

① 保育所待機児童数と定員増減の推移(県内)

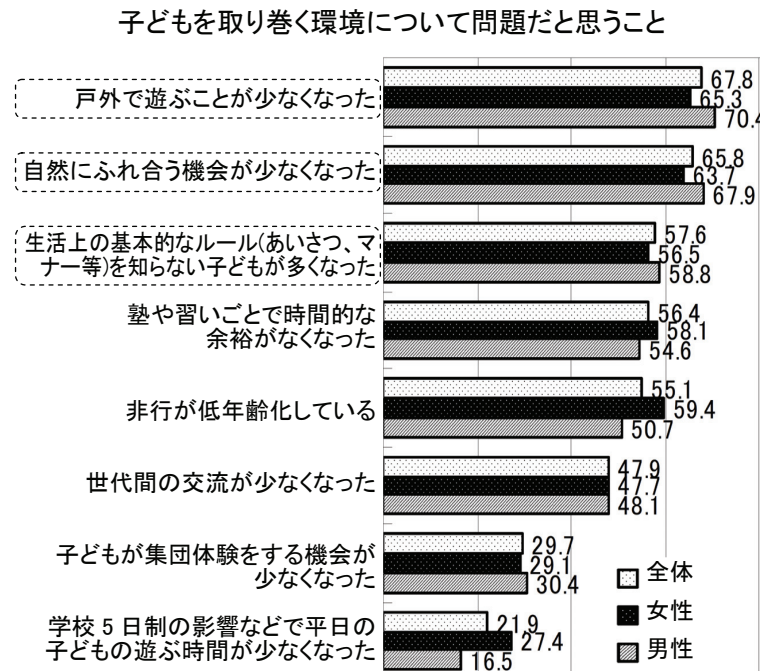
平成17年4月1日に1,056人あった待機児童数は、保育所整備に伴う定員の増加により18年度が873人、19年度が675人と減少したが、20年度は770人、21年度は905人と増加傾向にある。



区分	17年	18年	19年	20年	21年	合計
定員増(人)	1,232	1,522	785	710	1,110(計画)	5,359
定員減(人)	160	190	385	570	341(計画)	1,646

④ 問題と思う子どもを取り巻く環境の変化

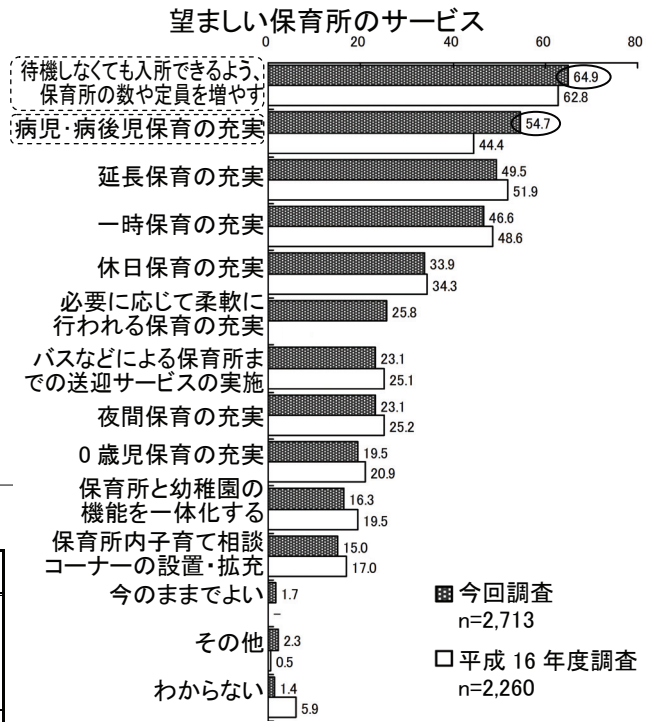
子どもを取り巻く環境で問題だと思うことに対して、「子どもが戸外で遊ぶことが少なくなった」、「自然にふれ合う機会が少なくなった」、「生活上の基本的なルールを知らない子どもが多くなった」が上位を占めている。



(子育てに関する意識調査(H15 子ども未来財団))

② 充実が望まれる保育サービス内容

充実が望まれる保育所のサービスは、1位が保育所数や定員の増、2位が病児・病後児保育の充実となっている。

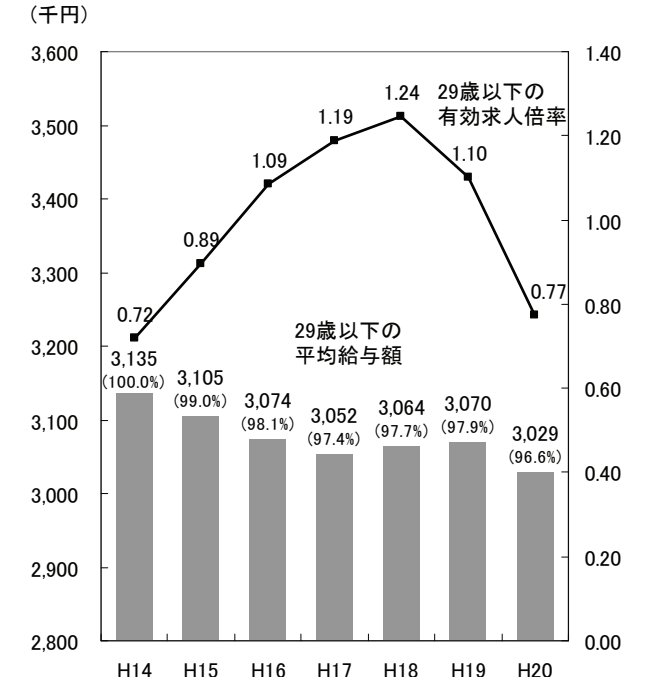


(少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査(H21 内閣府))

⑤ 若年者(29歳以下)の平均年間給与額及び有効求人倍率の推移

29歳以下の平均年間給与額は、平成14年比で3.4%減の3,029千円、また平成20年度平均の有効求人倍率は0.77倍となっている。

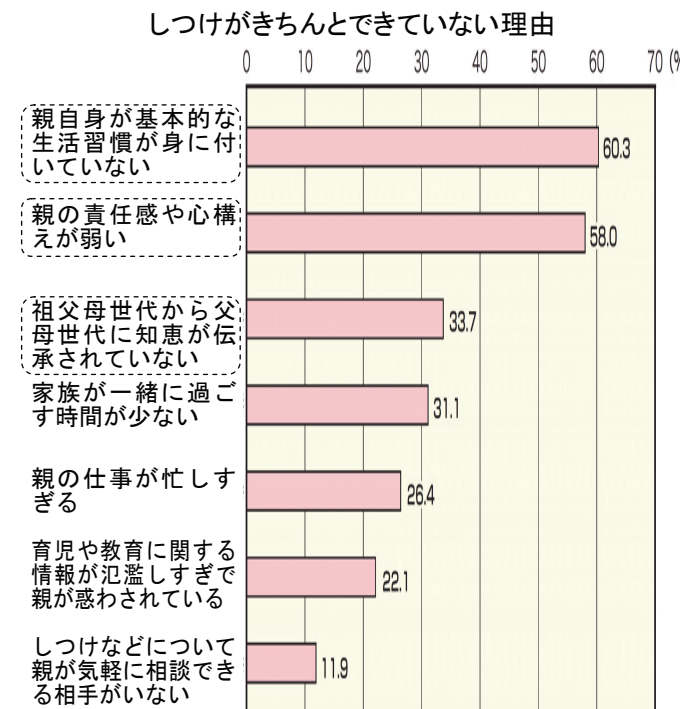
若年者(29歳以下)の平均年間給与額及び有効求人倍率の推移



(民間給与実態統計調査(国税庁) 一般職業紹介状況(厚生労働省))

③ 親の子どもに対するしつけができていない理由

しつけができていない理由は、1位が親の基本的な生活習慣の問題、2位が親の責任感の弱さ、3位が祖父母の知恵が伝承されていないとなっている。

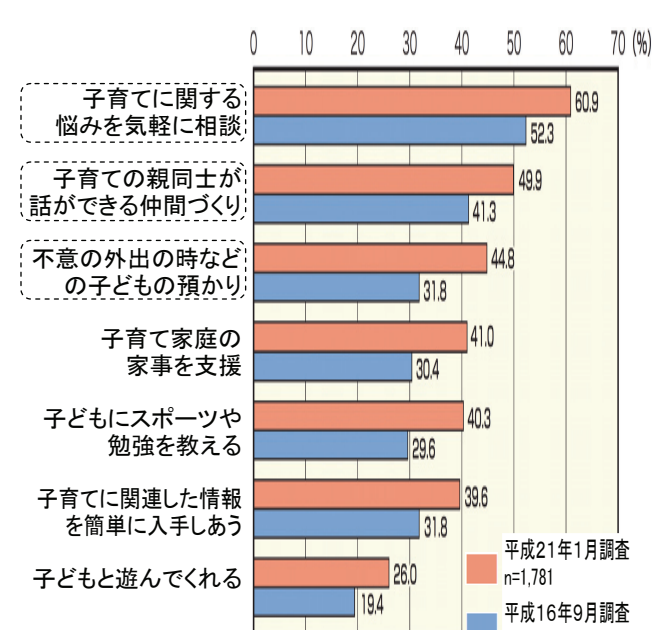


(国民生活選好度調査(H19 内閣府))

⑥ 子どもを持つ親が望む地域活動

親が望む地域活動は、1位が子育ての悩み相談、2位が子育ての仲間づくり、3位が子どもの一時預かりの順となっている。

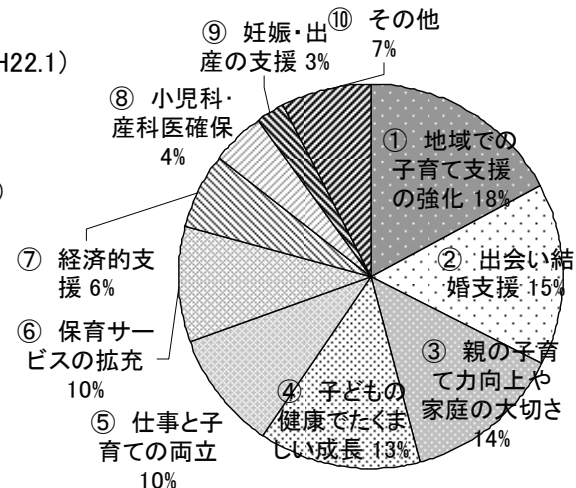
子どもを持つ親にとってありがたいと思う地域活動



(少子化対策に関する特別世論調査(H21 内閣府))

リレートーク開催結果

- 開催回数: 57回 (H21.6~H22.1)
- 参加人員: 2,330人
- 意見数: 1,079件
- リレートーク: 621件
- 意見募集: 458件 (256人)



出生にかかると現状

項目	現状
出生数(県内)	④ 97,813人 → ⑰ 47,951人、⑱ 49,573人、⑲ 49,289人、⑳ 49,222人、㉑ 48,430人 〔⑰～㉑+1.0%〕
合計特殊出生率(県内)	④ 2.12 → ⑰ 1.25、⑱ 1.28、⑲ 1.30、⑳ 1.34 〔⑰～⑳+0.09ポイント〕
有配偶者率の推移(県内)	20～39歳女性の有配偶者率 ⑤ 72.5% → ⑰ 48.5% 〔△24.0ポイント〕(国調)
女性人口の推移見込み(県内)	20歳～39歳の県内女性人口 ⑰ 75.6万人(実績) → ⑳ 62.7万人(推計) 〔△約17%〕

新プランの目標

<理念目標>

- ① 子育て支援制度の充実や働き方の見直しによる、子育て支援環境の整備
- ② 家庭・地域・職域で共感をもって子どもたちを包む、安心と喜びの子育てを進める
- ③ 家庭や地域の大切さ、失ってはならないかけがえのないものを次世代につなぐ

<出生数目標>

H23～27年までの5年間で
24万人 (年間4.8万人)

新プランの特色

- ① 子育て支援制度の充実と、子育てと仕事のバランスがとれる環境整備の積極的推進
- ② 社会生活の基本となる親育ちと家庭力向上への取り組み強化
- ③ “良きおせっかい社会”による子どもたち・若者たちへの重点的支援
- ④ 各家庭や各地域の違いに応じた多様な支援
- ⑤ 施策効果がわかりやすい出生数目標の設定
- ⑥ 県民が使いやすく、すぐに役立つ行動計画

めざす社会像と少子対策推進の課題

安心できる妊娠・出産環境により、すべての親子がともに喜び、ともに成長できる社会

○安心して出産し、産後が過ごせる環境づくりが必要
○親が育児の知恵・方法を習得し、ゆとりをもった子育てを行うことが必要

保育や小児医療システム等が整った安心できる社会

○必要な時にいつでも保育サービスが受けられることが必要
○どこにいても安心できる小児医療サービス体制整備が必要
○発達障害等への適切な支援体制整備が必要

子どもたちが体験を通じて豊かな人間性を育みながら成長できる社会

○子どもたちが多くの経験を重ねながら育つことが必要
○子どもたちが自尊感情をもって育つことが必要

若者たちが安心して結婚し、安定した家庭を築くことができる社会

○若者が安心して家庭を持つためには、経済的な安定が必要
○結婚相手と出会うための機会づくりを増やすことが必要

父親も母親も子育てと仕事のバランスをとって充実した生活ができる社会

○結婚・出産後も子育てと仕事が両立できる環境づくりが必要
○子育てで離職しても円滑に再就業できることが必要

かけがえのない大切なものを次代につなぎ、みんなで子どもたちと子育てを支える社会

○次世代の子どもたちを大切に育てていくために社会全体が力を合わせていくことが必要
○地域ぐるみの児童虐待等への適切なサポートの仕組みづくりが必要

施策体系

〔6本柱〕

I 子どもを産み育てる

だれもが安心して妊娠・出産を迎え、子どもはすくすく、親はいきいきと、ともに喜び、ともに成長するための支援を行います。

安心の妊娠・出産を

- 1 安心のマタニティライフへ
- 2 不妊に悩む夫婦への支援は
- 3 出産直後の支援は

親の子育て力アップと親子の仲間づくりへ

- 4 親子の仲間づくりと子育て相談
- 5 基本的な生活習慣を取り戻す
- 6 親の子育て力アップを応援

II 子どもの成長を支える

確実な保育サービス、小児医療体制の強化、障害児への支援など、子どもの成長を見守る安心・確実な環境づくりを進めます。

- 7 保育所整備等の確実な推進を
- 8 すべての子どもたちのための保育などのサービスを
- 9 子どもたちのための安心の医療へ
- 10 障害児への支援は
- 11 子育てを応援する経済的支援は

III 豊かな人間性を育む

さまざまな体験や交流を通じた豊かな人間性づくりや仲間づくり、子どもの悩みなどへの適切なサポートを行います。

- 12 学校教育での様々な体験活動は
- 13 地域における体験の場づくりを
- 14 確かな学力の確立や豊かな心の充実へ
- 15 子どもたちの心を支えるシステムは

IV 若者の自立を支える

就業へのサポートと、出会い・結婚への支援を行い、未来を担う若者の自立を応援します。

- 16 若者の就業支援は
- 17 出会い結婚の支援は
- 18 結婚・子育てを支える住まいは

V 子育てと仕事の両立を支援する

男女ともに働き方を見直し、子育てと仕事のバランスがとれた環境づくりを推進します。

- 19 子育てと仕事が両立できる職場環境づくりへ
- 20 子育て後の再就業は

VI “良きおせっかい社会”による家庭応援

かけがえのないものを次代につなぐ思いを共有し、“良きおせっかい社会”による安心と協働の子育てを推進します。

- 21 かけがえのないものを次代につなぐ家庭・地域づくりへ
- 22 “地域祖父母”の活躍を
- 23 大切な子どもと家庭を守るセーフティネットは
- 24 安心のまちづくりは
 - ①子どもたちの安全を守る
 - ②地域コミュニティの拠点づくりは
 - ③安心のユニバーサル社会を
- 25 子育てを大切に社会への協働

〔アクション25(支援項目)〕

〔主要事業〕

- 妊婦健診の推進、周産期医療体制整備
- 特定不妊治療助成、不妊専門総合相談
- こんにちは赤ちゃん事業の支援
- まちの子育てひろば、こどもの館等の子育て相談
- 子どもの健やかな食・遊び・睡眠を広げる県民運動
- 乳幼児子育て応援事業、わくわく親ひろば
- 保育所定員増・延長保育等、病児・病後児保育の支援、私立幼稚園預かり保育
- 認定こども園、ひょうご放課後プラン、一時保育、ファミリーサポートセンター
- 小児救急医療電話相談、小児科・産科医確保、乳幼児等医療費助成
- 発達障害児支援センター運営
- 出産一時金、子ども手当、児童扶養手当
- 自然学校、トライやるウィーク、トライやる・ワーク、高校生就業体験
- 子どもの冒険ひろば、若者ゆうゆう広場、子育て応援協定団体等による体験学習
- 新学習システム推進、道徳教育の推進
- ひょうごユースケアネット、こころの相談支援事業、ヤングトーク
- 若者しごと倶楽部、若年者の就業機会促進
- 婚活セミナー、こうのとり大使縁結び交流会
- 特優賃ハッピー応援プラン、新婚・子育て世帯県営住宅優先入居
- ひょうご仕事と生活センター事業、事業所内保育施設整備、子育て応援協定締結企業との協働
- ひょうご女性チャレンジ支援プロジェクト、離職者再雇用助成事業
- ひょうご家庭応援県民運動、中高生向け親学習プログラム、三世同居に資する住宅施策
- まちの寺子屋プロジェクト、地域“孫そだて”事業、ひょうごあそびの伝承師
- 子ども家庭センターの機能充実、オレンジネット、子育て応援ネット、児童養護施設
- 地域安全まちづくり事業、交通安全県民運動
- 県民交流広場事業
- ユニバーサル社会づくり実践モデル地区整備
- 大学との協働事業、NPOと行政の子育て支援会議

新ひょうご子ども未来プラン

(案)



兵庫県次世代育成支援行動計画

平成22年3月
兵 庫 県

目次

第1章 新ひょうご子ども未来プランの基本的な考え方	1
1 背景	1
2 新プランの位置付け、計画期間	2
第2章 出生状況及び少子化問題を取り巻く現状	3
1 出生数・合計特殊出生率の推移	3
2 女性の有配偶率の推移	3
3 女性人口の推移見込み	4
4 少子化問題を取り巻く現状	4
第3章 新プランの目標	16
第4章 施策体系と具体的な施策内容	17
1 施策体系	17
2 具体的な施策内容	18
子どもを産み育てる	18
子どもの成長を支える	24
豊かな人間性を育む	31
若者の自立を支える	37
子育てと仕事の両立を支援する	40
“良きおせっかい社会”による家庭応援	42
<参考> 子育て等に関する相談事業一覧	49
第5章 数値目標	52
1 ひょうご子ども未来プラン(H17~21年度)に掲載した数値目標と達成状況	52
2 平成26年度までに達成すべき数値目標	53
第6章 推進体制(新ひょうご子ども未来プランのフォローアップ)	57
新ひょうご子ども未来プラン策定協議会委員名簿	58
掲載事業索引	59

第1章 新ひょうご子ども未来プランの基本的な考え方

1 背景

(1) これまでの取り組み

兵庫県では、平成17年8月に庁内横断組織として少子対策本部を設置して以降、同年度末に「ひょうご子ども未来プラン」を策定し、「一人ひとりが生命の大切さ、家庭や子育ての大切さを考え、だれもが安心して子どもを産み育てることができる地域社会の実現」及び「18年から22年までの5年間で25万人の出生数」を目標として掲げ、総合的・先導的な少子対策を推進してきました。

その結果、出生数については、平成17年は47,951人でしたが、その後毎年目標の5万人に近い水準で推移、18年が49,573人、19年が49,289人、20年が49,222人となり、21年は全国(2.0%)より前年からの減少率は少ない1.6%減の48,430人となりました。

また、合計特殊出生率は、平成17年は1.25でしたが、18年は0.03ポイント増の1.28、19年は0.02ポイント増の1.30、20年はさらに0.04ポイント増の1.34まで回復し、全国順位も17年の38位から20年では35位まで上昇しました。

(参考：取り組みの沿革)

年度	国	県
6	エンゼルプラン策定	
9		“すこやかひょうご”子ども未来プラン策定
11	新エンゼルプラン策定	
13		“すこやかひょうご”子ども未来プラン改定
15	次世代育成支援対策推進法成立 少子化社会対策基本法成立	
16	少子化社会対策大綱策定 子ども・子育て応援プラン策定	
17		ひょうご子ども未来プラン策定
18		ひょうご子ども未来プラン プログラム2007策定
19	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略報告	ひょうご子ども未来プラン プログラム2008策定
20		ひょうご子ども未来プラン プログラム2009策定
21	子ども・子育てビジョン策定	新ひょうご子ども未来プラン策定

(2) 取り組み強化の必要性

しかしながら、全体的に見れば、出生数は依然として減少したままで止まっており、少子・高齢化が進展する中、今後、人口バランスの不均衡化がさらに進むとともに、団塊ジュニア世代の加齢もあいまって、出産適齢期の県内女性人口の減少が始まることを見込まれることから、少子対策の一層の取り組み強化が求められます。

また、各種意識調査によると、未就学児の母親の約7割が子育てに自信がないと回答し、「今の親は子どもへのしつけができていない」と考える人も半数以上となっています。また、子どもを取り巻く環境の問題点として、子どもが戸外で遊ぶことが少なくなったと考える人は7割近くとなっています。こうした中、県民が安心と喜びをもって家庭を築き、子育てを行うことができるよう、親自身の子育て力向上をはじめ、質の高い子育て支援環境づくりを強力に進めていくことも必要となっています。

2 新プランの策定方針

新プランの策定にあたっては、これまでの「ひょうご子ども未来プラン」の達成状況や少子化問題を取りまく状況の変化等を踏まえて検討のうえ、次の6つの特色を持つ、今後5年間の兵庫県「新ひょうご子ども未来プラン」を策定します。

6つの特色

子育て支援制度の充実と、子育てと仕事のバランスがとれる環境整備の積極的推進
社会生活の基本となる親育ちと家庭力向上への取り組み強化
“良きおせっかい社会”による子どもたち・若者たちへの重点的支援
各家庭や各地域の違いに応じた多様な支援
施策効果がわかりやすい出生数目標の設定
県民が使いやすく、すぐに役立つ行動計画

3 新プランの位置付け、計画期間

(1) プランの位置付け

このプランの位置付けは、次世代育成支援対策推進法第9条に基づく都道府県後期行動計画であり、県が実施する施策とともに、広域的な立場から市町を支援する施策や子育て支援に取り組む地域団体・NPO、企業などを支援する施策をとりまとめた計画です。

また、少子・高齢化に向けた今後の取り組みの方向性などを示す「少子・高齢社会ビジョン」の視点を見据えて策定した、少子対策を重点的に推進するための行動計画です。

なお、このプランは本県の「兵庫県子ども・若者計画」^(＊1)、「兵庫県保育計画」^(＊2)、「健やか親子21 兵庫県計画」^(＊3)にも位置付ける計画です。

(＊1) 「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づく法定計画

(＊2) 「児童福祉法」第56条の9に基づく法定計画

(＊3) 母子保健の国民運動計画「健やか親子21」を踏まえた県計画

(2) 計画期間

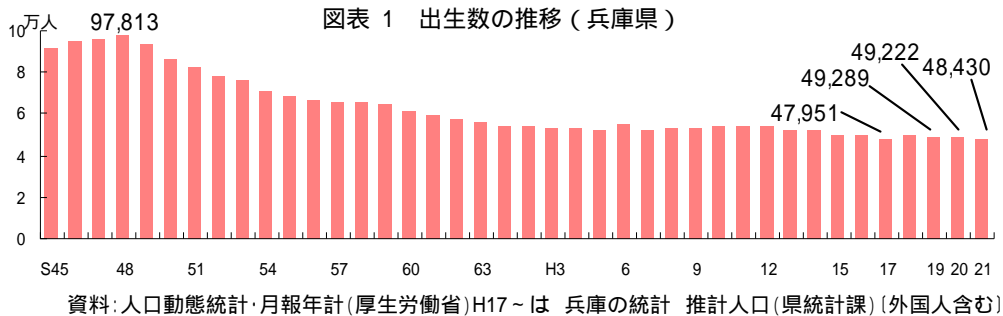
平成22年度から平成26年度までの5年間です。

第2章 出生状況及び少子化問題を取り巻く現状

1 出生数・合計特殊出生率の推移

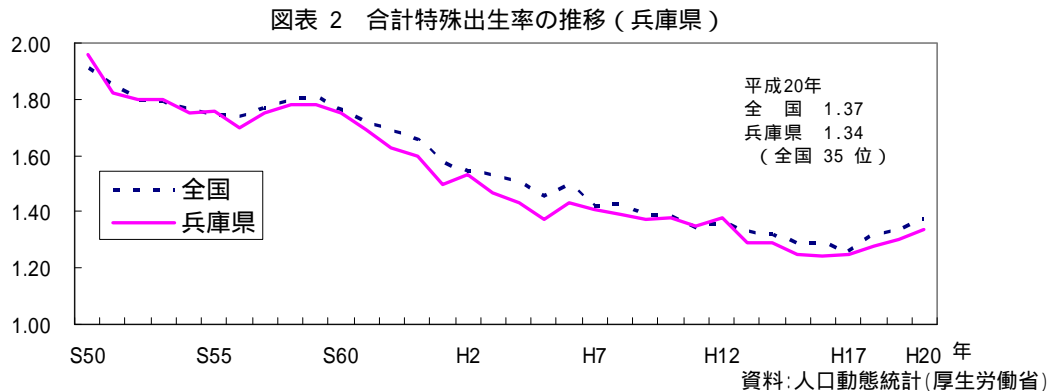
(1) 出生数

本県の出生数は、昭和48年の97,813人をピークにそれ以降は減少傾向にあり、平成17年には47,951人まで下がりましたが、18年に49,573人まで増加したあと、19年は49,289人、20年は49,222人、21年は48,430人で推移しています。



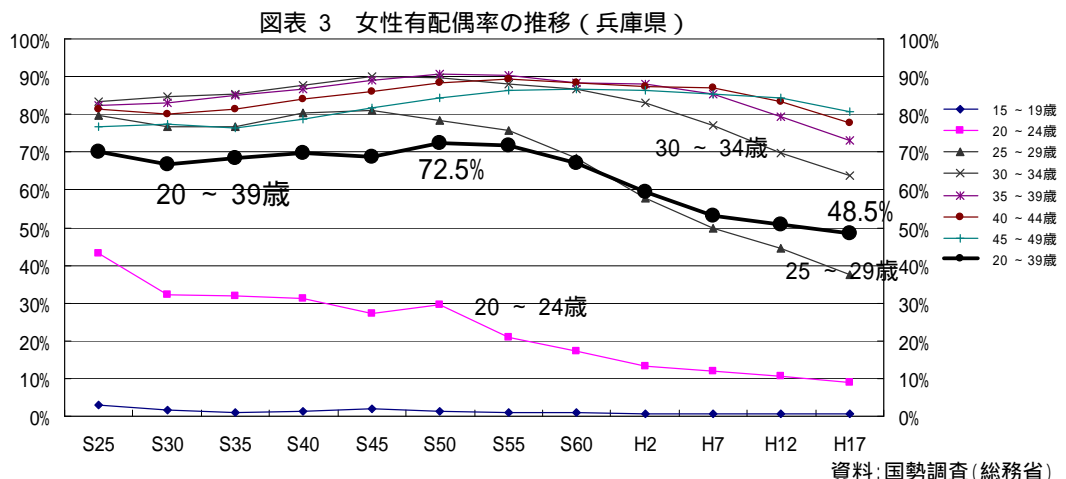
(2) 合計特殊出生率

昭和40年代には2以上ありましたが、それ以降はほぼ一貫して低下し、平成17年には1.25となりました。その後は増加に転じ、18年は0.03ポイント増の1.28、19年は0.02ポイント増の1.30、20年はさらに0.04ポイント増の1.34となり、全国順位も17年の38位から35位まで上昇しました。



2 女性の有配偶率の推移

15～49歳女性の有配偶率は、昭和50年代には約7割ありましたが、その後減少傾向が続き、特に20～24歳及び25～29歳の女性の減少が顕著になっています。



3 女性人口の推移見込み

20～39歳の県内女性人口は、平成17年に75.6万人であったのが、平成26年には62.7万人まで減少（約17%減少）することが見込まれます。

図表4 20～39歳の県内女性人口の推移（見込み）

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
20～39歳女性人口(千人)	756	755	744	731	716	701	683	665	645	627
(H17を100としたときの数値)	(100)	(99.8)	(98.4)	(96.7)	(94.7)	(92.6)	(90.3)	(87.9)	(85.3)	(82.8)

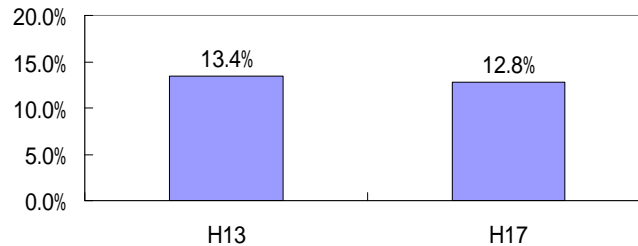
資料：H17 国勢調査を基に県少子対策課推計

4 少子化問題を取り巻く現状

(1) 出産後の不安及び出生の状況

様々なストレス等が原因となる産後うつ病にかかる人の割合は、平成13年に13.4%、平成17年は12.8%で微減傾向にありますが、依然として1割以上の人が発症しています。

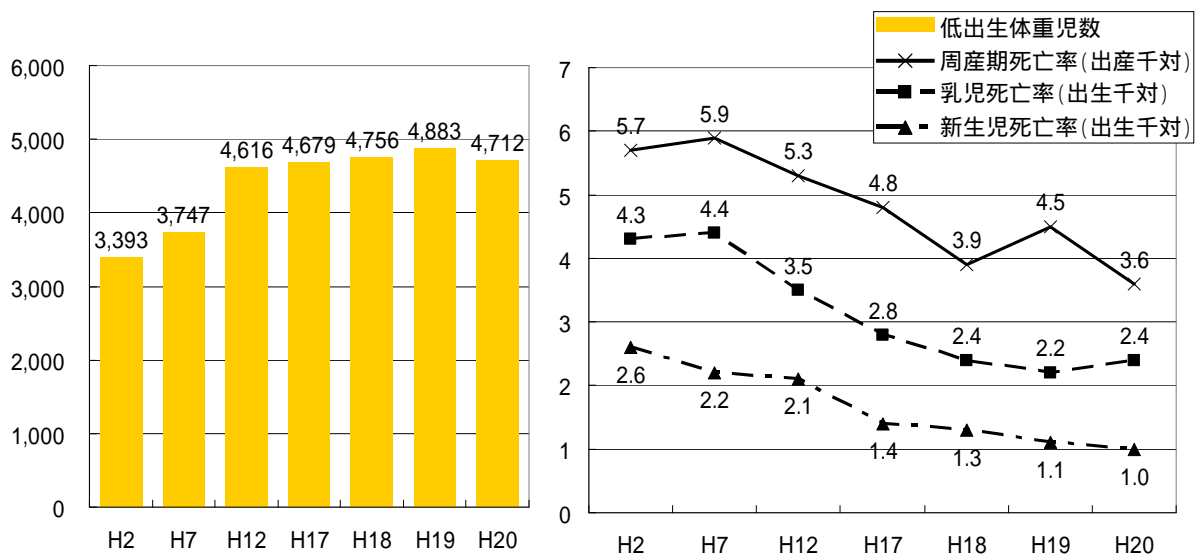
図表5 産後うつ病の発症率



資料：健やか親子21中間評価報告書(厚生労働省)

また、周産期死亡、新生児死亡については、母親の健康状態や養育条件等の影響を受けるものですが、平成2年以降低下傾向にあります。一方、低出生体重児は新生児死亡に至りやすく医学的管理が必要となりますが、近年、漸増傾向となっています。

図表6 低体重児出生数及び乳児/新生児死亡率、周産期死亡率の推移（兵庫県）

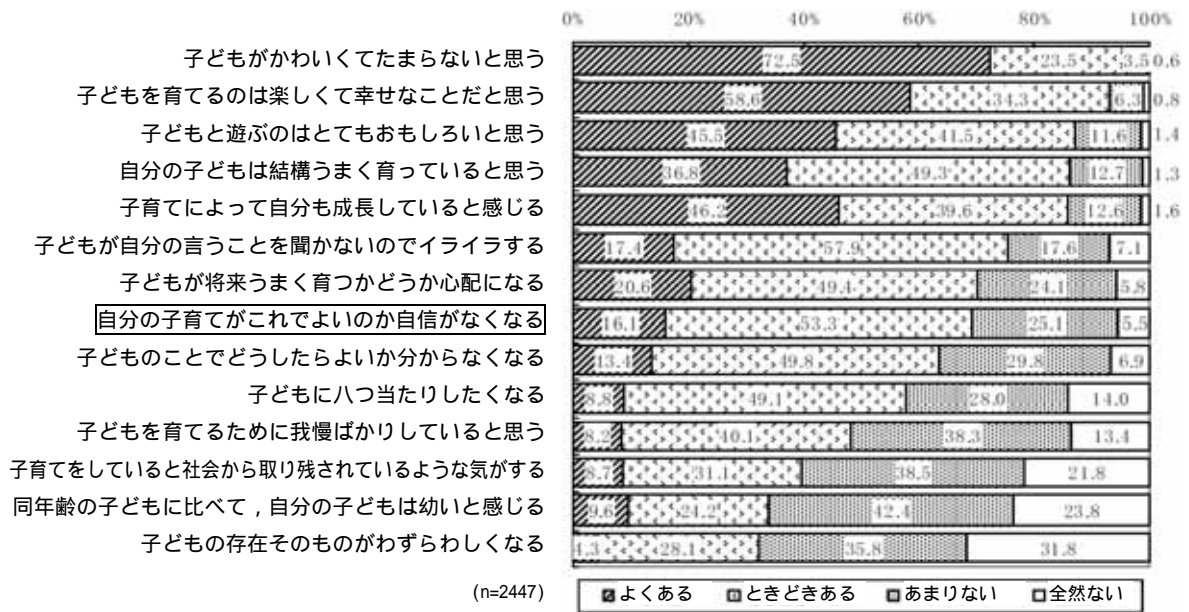


資料：人口動態統計(厚生労働省)

(2) 子育てに対する自信

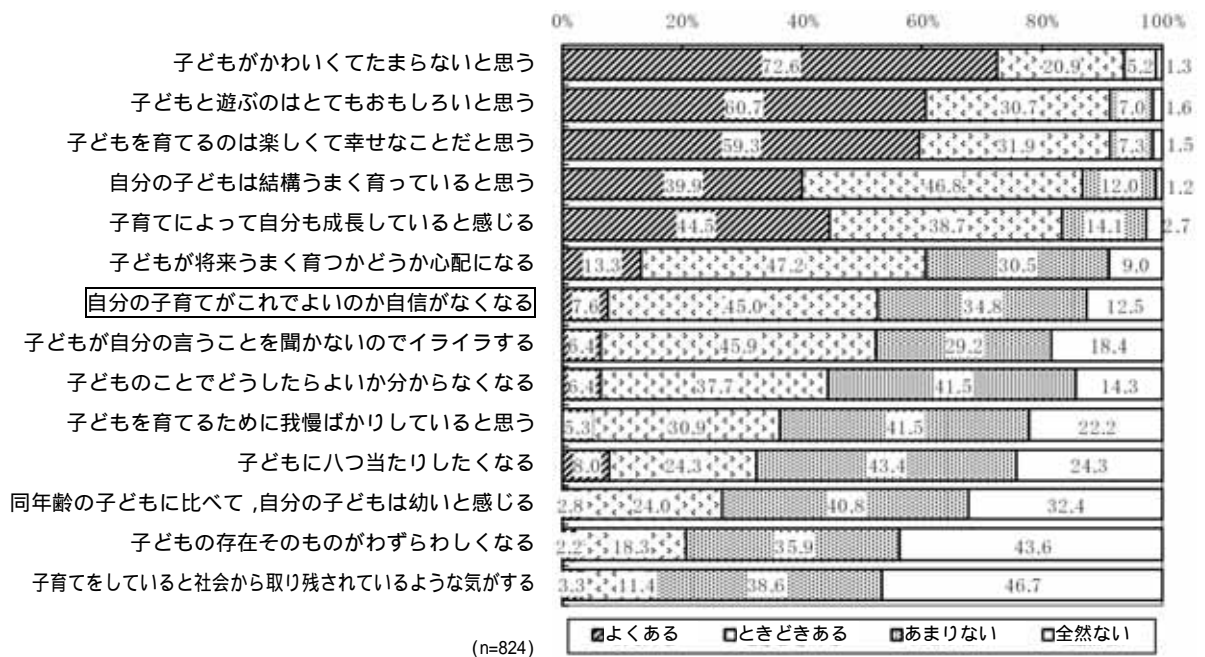
未就学児をもつ親を対象とした調査では、自分の子育てがこれでよいのか自信がなくなる、ときどきなくなると答えた親の割合は、母親 69.4%、父親 52.6%となっており、半数以上の親が自信がないまま子育てを行っている状況です。

図表 7 子育て意識(母親)



資料:子育てに関する意識調査(H19 子ども未来財団)

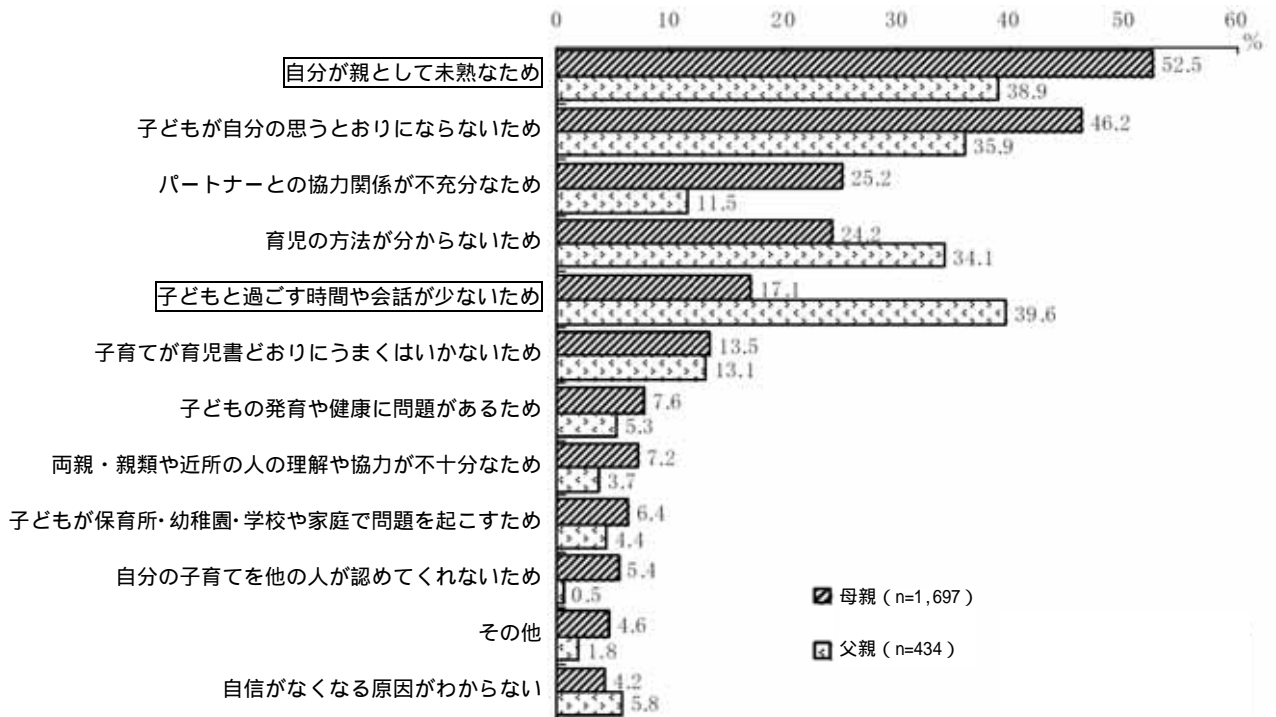
図表 8 子育て意識(父親)



資料:子育てに関する意識調査(H19 子ども未来財団)

さらに、自分の子育てに自信がなくなる原因については、「自分が親として未熟なため」が母親 52.5% (1位)、父親 38.9% (2位)と自分自身の子育て力の問題と考える人が多くなっています。また、父親の回答では「子どもと過ごす時間や会話が少ないため」が 39.6% (1位)となっていますが、これは帰宅時間や家庭での過ごし方などの問題が要因と考えられます。

図表 9 子育てへの自信がなくなる原因

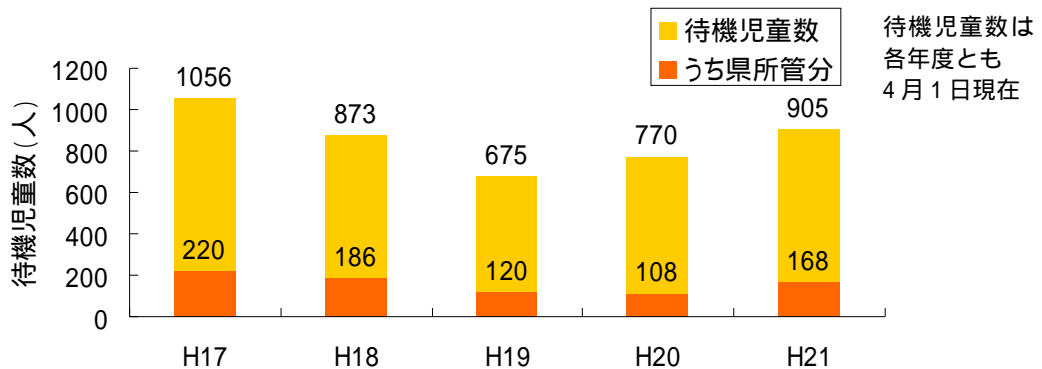


資料:子育てに関する意識調査(H19 子ども未来財団)

(3) 保育所の現状と充実が望まれるサービス

平成 17 年 4 月 1 日に 1,056 人あった待機児童数は、保育所整備等に伴う定員の増加により 18 年度が 873 人、19 年度が 675 人と減少しましたが、20 年度は 770 人、21 年度は 905 人と都市部を中心に増加傾向にあります。一方、郡部では入所希望者の減少により 20 年度は 570 人の定員減となるなど、地域によって需給バランスが大きく異なる状況となっています。

図表 10 保育所待機児童数と定員増減の推移 (兵庫県)

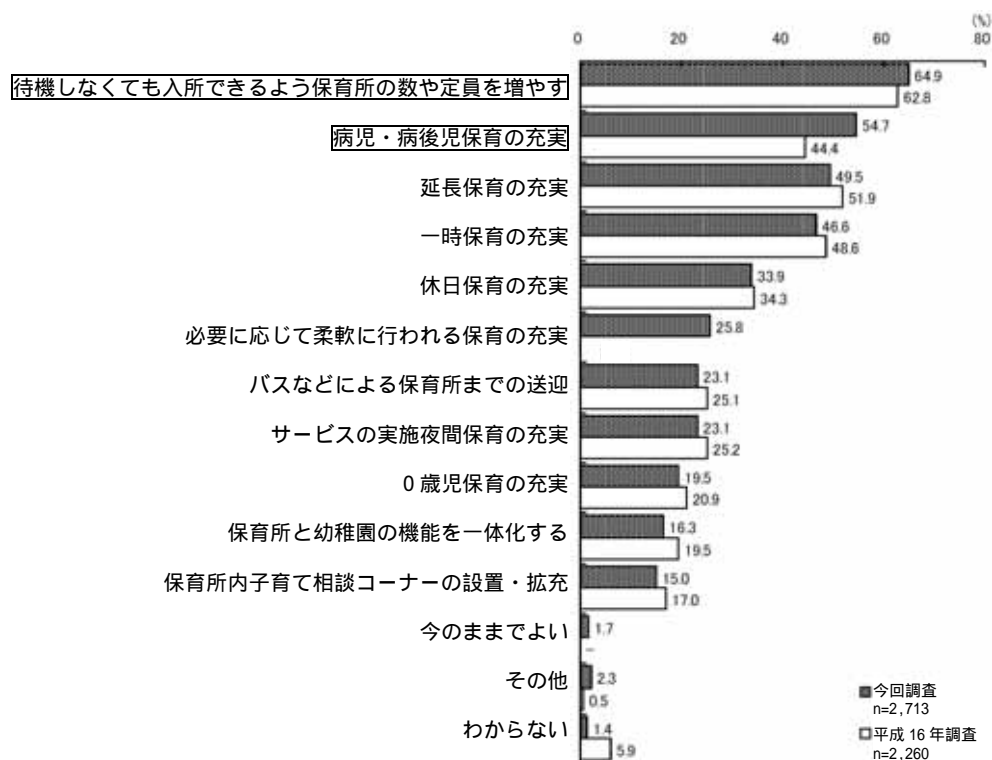


区分	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	合計
定員増(人)	1,232 人	1,522 人	785 人	710 人	1,110 人(計画)	5,359 人
定員減(人)	160 人	190 人	385 人	570 人	341 人(計画)	1,646 人

資料:県児童課調べ

また、子育て中の女性に充実が望まれる保育所のサービスを聞いたところ、1位はサービスの量に関する保育所数や定員の増ですが、2位が病児・病後児保育の充実、3位が延長保育の充実というきめ細かなサービスに関する内容となっており、特に病児・病後児保育は前回調査の4位から2位へ順位が上がっています。

図表 11 充実が望まれる保育サービス内容



資料：少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査 (H21 内閣府)

(4) 放課後の居場所づくり

児童の放課後の居場所づくりを行う放課後児童クラブ、放課後子ども教室の設置数は年々増加し、平成21年度でそれぞれ751か所、361か所となっています。なお、平成21年度の開設校区割合は、放課後児童クラブが87.7%、放課後子ども教室が44.8%となっており、依然として放課後の居場所づくりの未整備な校区が残っています。

図表 12 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の設置状況 (政令・中核市含む)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	開設校区割合
放課後児童クラブ	626か所	649か所	691か所	716か所	751か所	87.7%
放課後子ども教室	-	-	214か所	281か所	361か所	44.8%

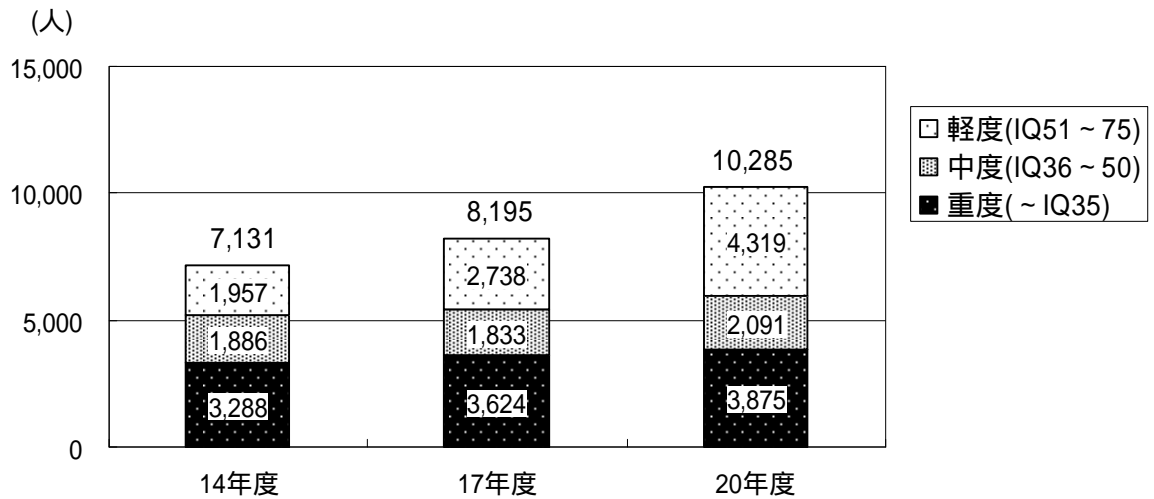
資料：県児童課調べ

(5) 療育手帳（知的障害）所持者数

18歳未満の療育手帳（知的障害）の所持者数は、平成14年度の7,131人から平成20年度には10,285人に増加しています。

なかでも特に軽度の増加が著しくなっていますが、発達障害者支援法（H17）の施行に伴い、県独自対策として知能指数に関わらず学習障害やAD/HD（注意欠陥／多動性障害）など発達障害児を交付対象に含めたことが増加要因の一つになっています。

図表 13 18歳未満の療育手帳（知的障害）所持者数（兵庫県）

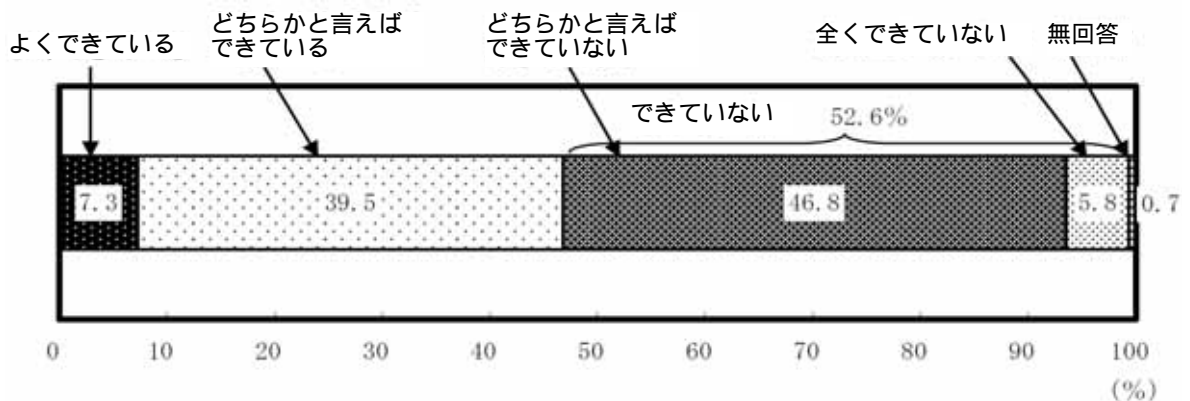


資料：県障害福祉課調べ

(6) 親の子どもに対するしつけ

15歳以上80歳未満の男女を対象とした調査では、「昔と比べて今の親は自分の子どもに対してしつけがきちんとできていると思うか」という問いに対し、「どちらかと言えばできていない」「全くできていない」という回答が52.6%と半数以上となっており、親の子育て力の弱まりを感じている人が多くなっています。

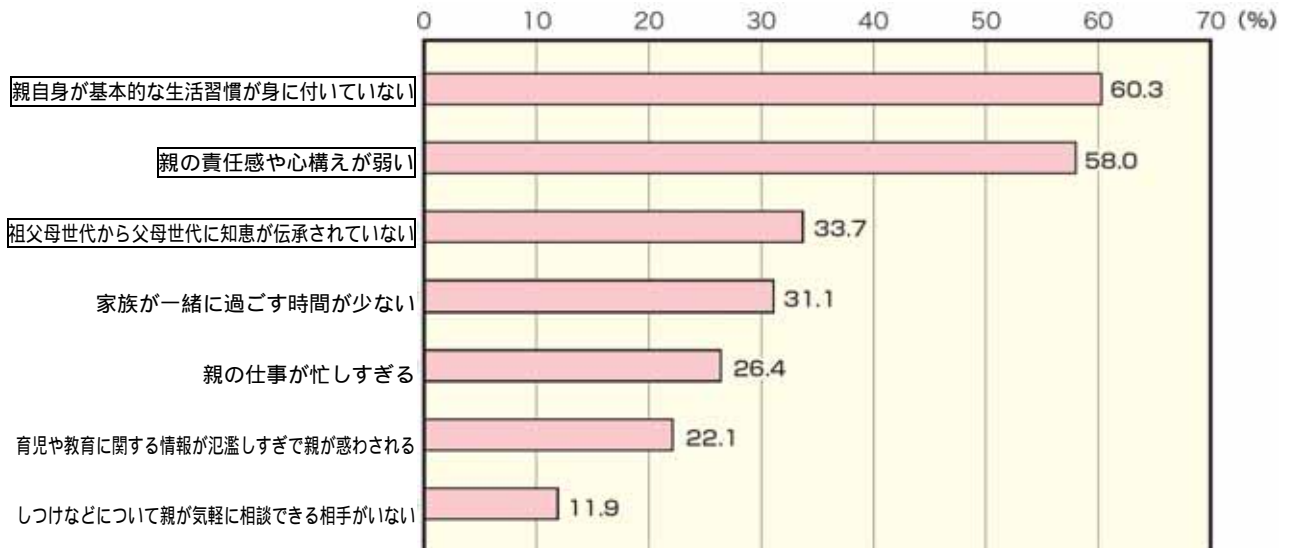
図表 14 親の子どもに対するしつけの度合い



資料：国民生活選好度調査(H19 内閣府)

また、しつけができていないと考えている理由として、1位が親の基本的な生活習慣の問題、2位が親の責任感の弱さ、3位が祖父母の知恵が伝承されていないとなっており、親自身が受けたしつけのあり方や核家族化による家族のつながりの変化による家庭の子育て力の低下が、その原因として考えられます。

図表 15 しつけができていない理由

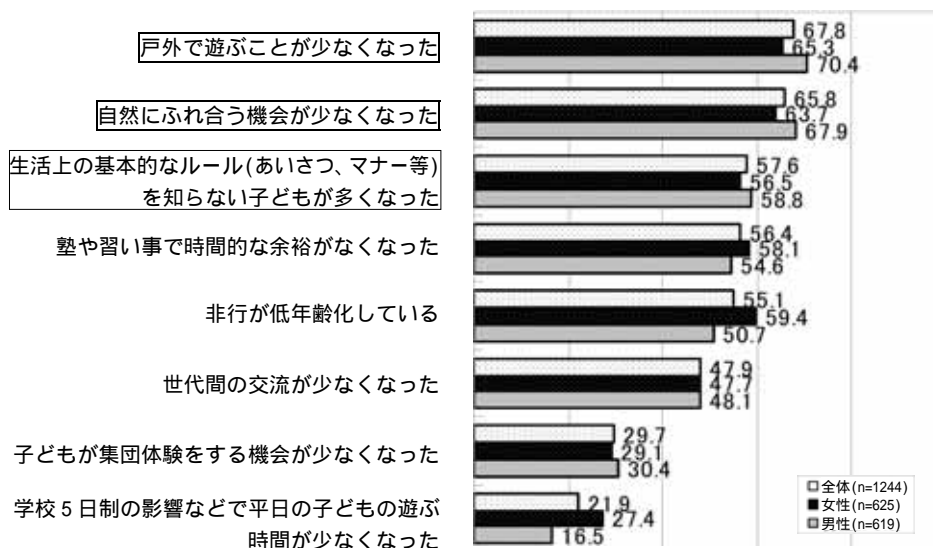


資料: 国民生活選好度調査 (H19 内閣府)

(7) 子どもを取り巻く環境の問題点

子どもを取り巻く環境で問題だと思うことに対して、「子どもが戸外で遊ぶことが少なくなった」「自然にふれ合う機会が少なくなった」など、子どもが多様な体験を経験できる機会が少なくなっていると感じる人が多くなっているとともに、「生活上の基本的なルール(あいさつ、マナー等)を知らない子どもが多くなった」として、社会生活を行っていくうえで必要なルールが身に付いていないと考える人も多くいます。

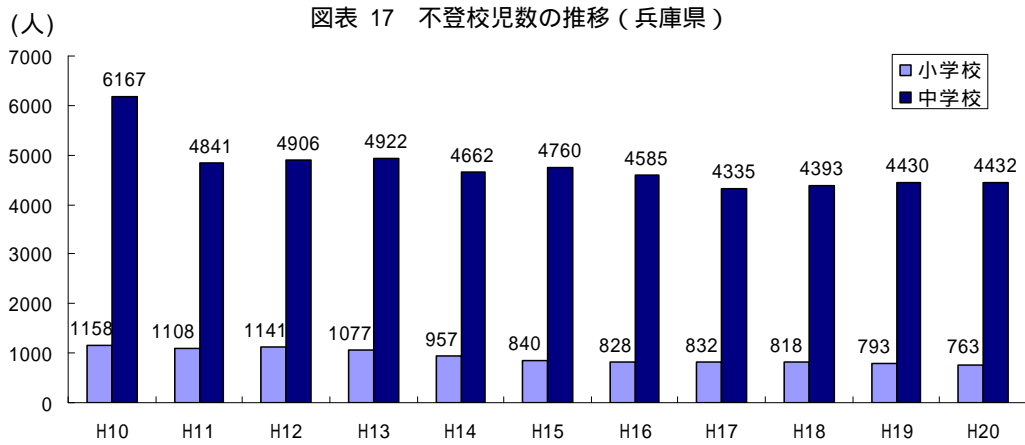
図表 16 問題と思う子どもを取り巻く環境の変化



資料: 子育てに関する意識調査 (H15 子ども未来財団)

(8) 不登校児童生徒数の推移

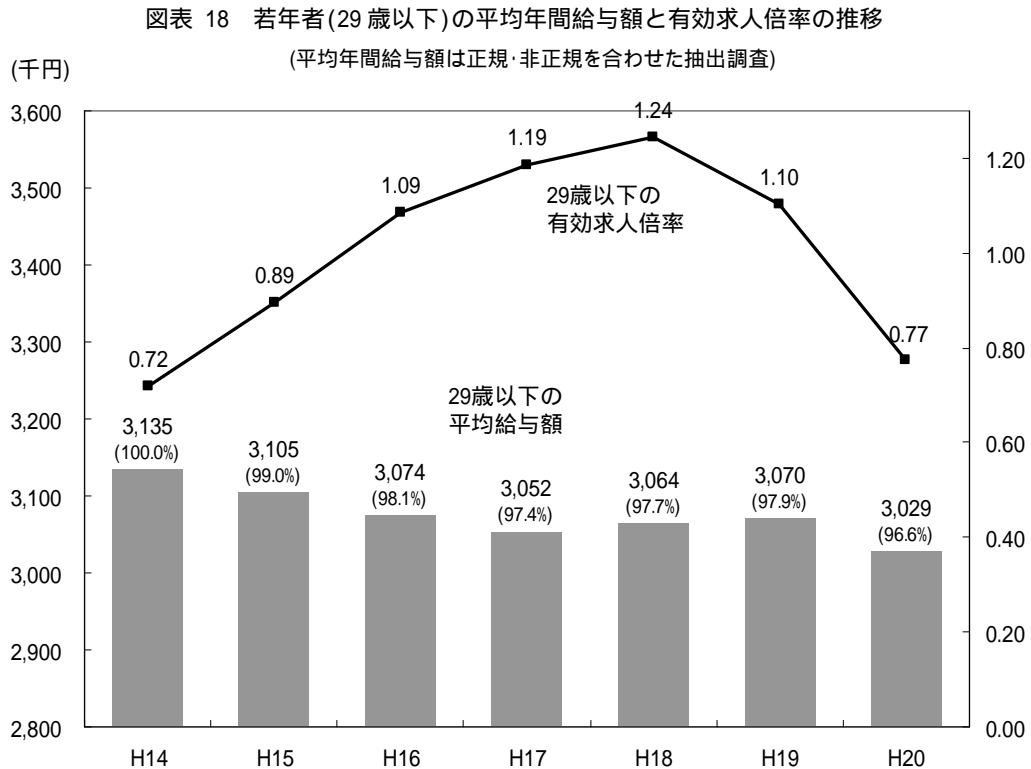
県内の小・中学校における不登校児童生徒数は、小学校についてはこの10年で減少傾向にあるもののなお、平成20年度には763人となっています。また、中学校については、平成17年度に4,335人まで減少し、その後は微増傾向にあるなど、依然として心に悩みを抱えた子どもたちが多くいます。



資料：学校基本調査(文部科学省)

(9) 若年者の給与水準・求人状況及び家庭の経済状況

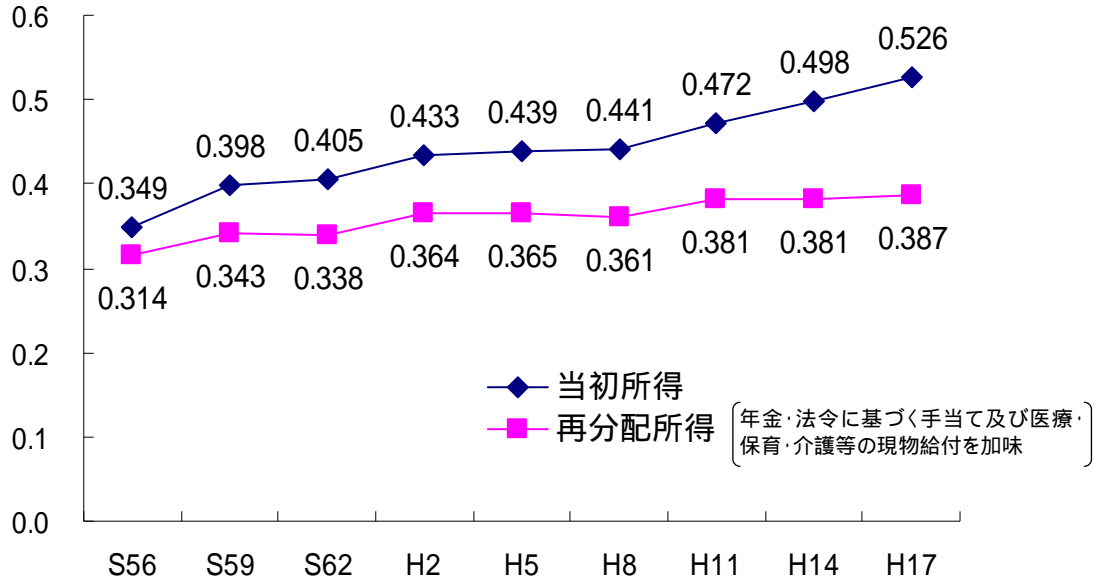
29歳以下の若者の平均年間給与額は、平成20年では14年と比べ3.4%減の3,029千円となっています。また平成20年度平均の有効求人倍率は29歳以下の若者では0.77倍となっており、若年者の給与水準や就業は厳しい状況にあります。



資料：民間給与実態統計調査(国税庁)、一般職業紹介状況(厚生労働省)より作成

こうした社会情勢下において家庭の所得格差の状況を示すジニ係数（係数の値が0に近いほど格差が少ない状態で、1に近いほど格差が大きい状態を示す）も、昭和56年以降上昇傾向にあり、家庭をとりまく経済的環境は厳しくなっています。

図表 19 ジニ係数の推移

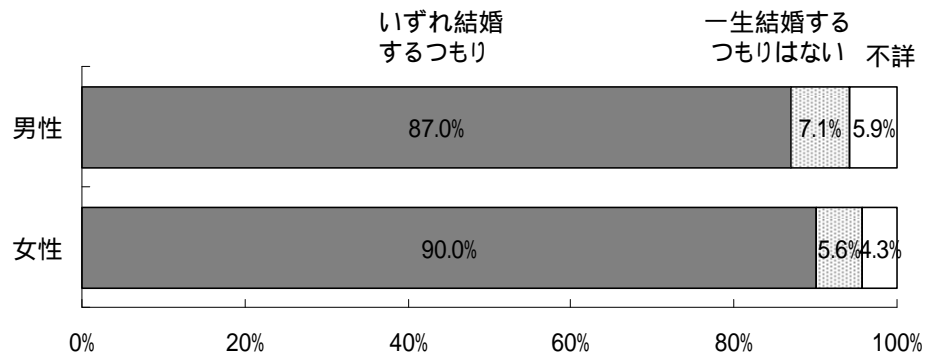


資料：再分配所得調査報告書（厚生労働省）

(10) 結婚に対する意識

34歳以下の未婚者の男女を対象に結婚に対する意欲を聞いたところ、「いずれ結婚するつもり」と回答した人の割合は、男性87.0%、女性90.0%となっており、ほとんどの人が結婚意思を持っています。

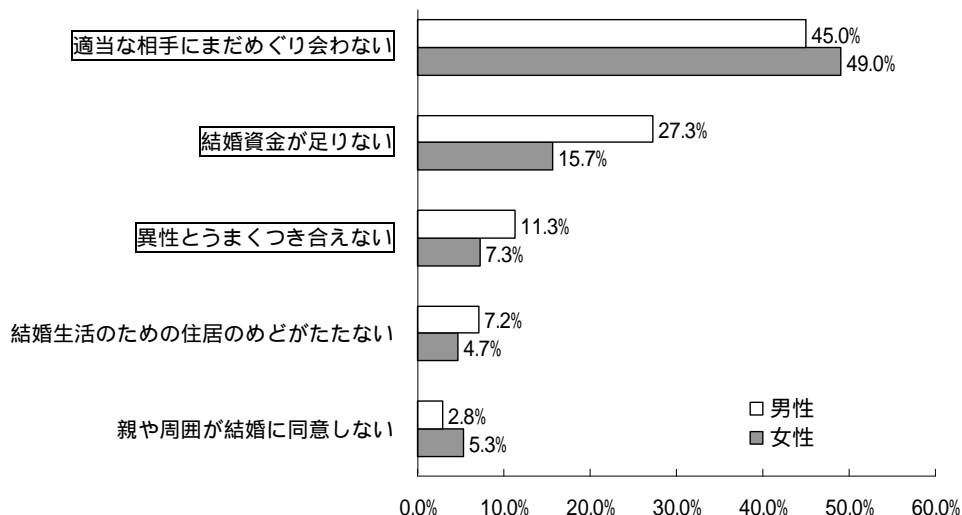
図表 20 男女別結婚に対する意欲



資料：第13回出生動向基本調査（H17 国立社会保障・人口問題研究所）

また同調査で、結婚の意欲をもつ未婚者に現在独身にとどまっている理由を聞いたところ「適当な相手にまだめぐり会わない」という理由を挙げる人が半数程度おり、まずは理想の相手が見つかるまでは結婚しなくてよいと考えている人が大半という状況となっています。続いて「結婚資金が足りない」「異性とうまく付き合えない」の順となっています。

図表 21 未婚者が独身でいる理由

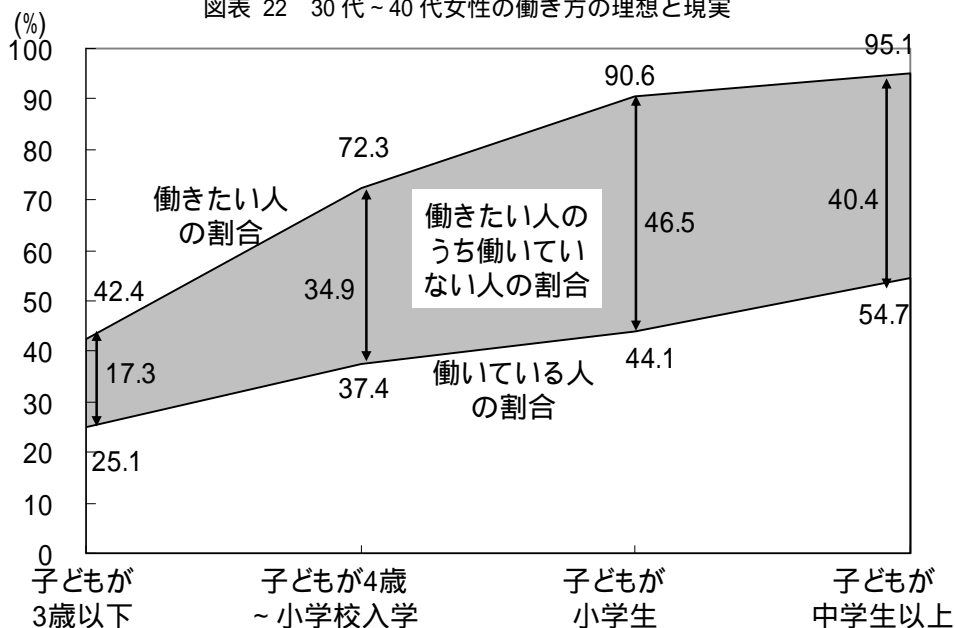


資料: 第 13 回出生動向基本調査(H17 国立社会保障・人口問題研究所)

(11) 子育て世代女性のうち働きたい人の割合と働いている人の割合

30代から40代の女性を対象にした調査では、働きたい人と実際に働いている人の割合の差は、子どもが3歳以下では17.3%、4歳から就学前では34.9%、小学生では46.5%、中学生では40.4%となっています。特に子どもが小学生の場合にその割合の差が最も大きくなっており、子育てとの両立が難しいというジレンマを抱える人がかなりいると考えられます。

図表 22 30代~40代女性の働き方の理想と現実



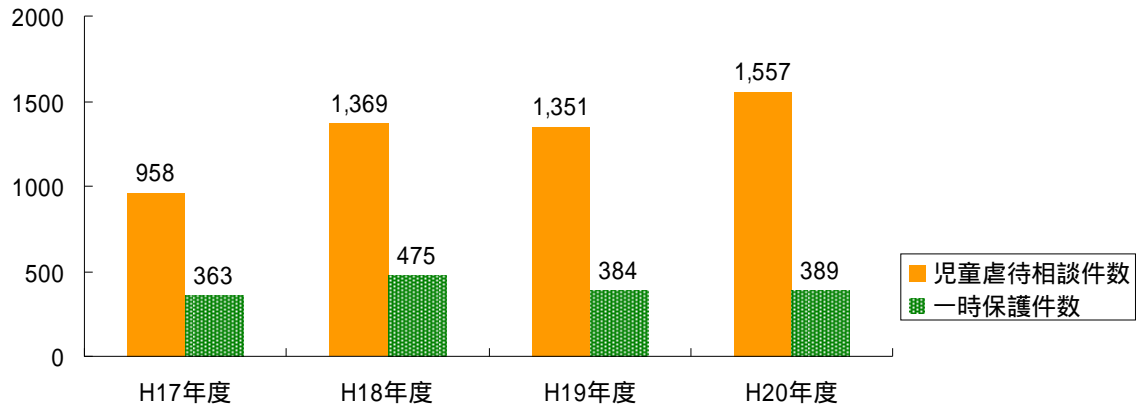
資料: 女性のライフプランニング支援に関する調査報告書(H19 内閣府)より作成

(12) 児童虐待相談件数及び一時保護件数の推移

児童虐待相談件数は、平成 17 年度の 958 件から平成 20 年度には 1,557 件と増加しています。これは、相談体制の強化等により、早期段階での相談が増加していることも考えられます。

一時保護件数については、18 年度に 475 件まで増加したのち、19 年度、20 年度は 380 件台で推移しています。

図表 23 児童虐待相談件数、一時保護件数

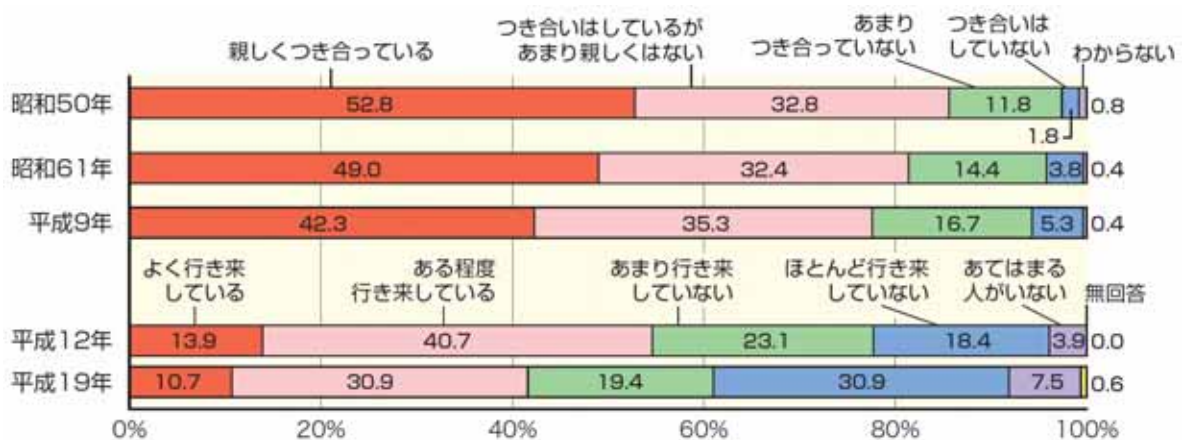


資料：県児童課調べ

(13) 近所付き合いの程度

20 歳以上の人に対し、近所付き合いの程度を聞いたところ、「親しくつき合っている」が昭和 50 年には 52.8%と半数を超えていましたが、平成 9 年には 42.3%になっています。また別の調査で 15 歳以上 75 歳未満の人に対して隣近所の人とどれくらい行き来しているか聞いた結果、「よく行き来している」、「ある程度行き来している」が平成 12 年には 54.6%、平成 19 年には 41.6%となっており、子育てにも大きく影響のある近所付き合いの希薄化がますます進んでいます。

図表 24 近所付き合いの程度の推移

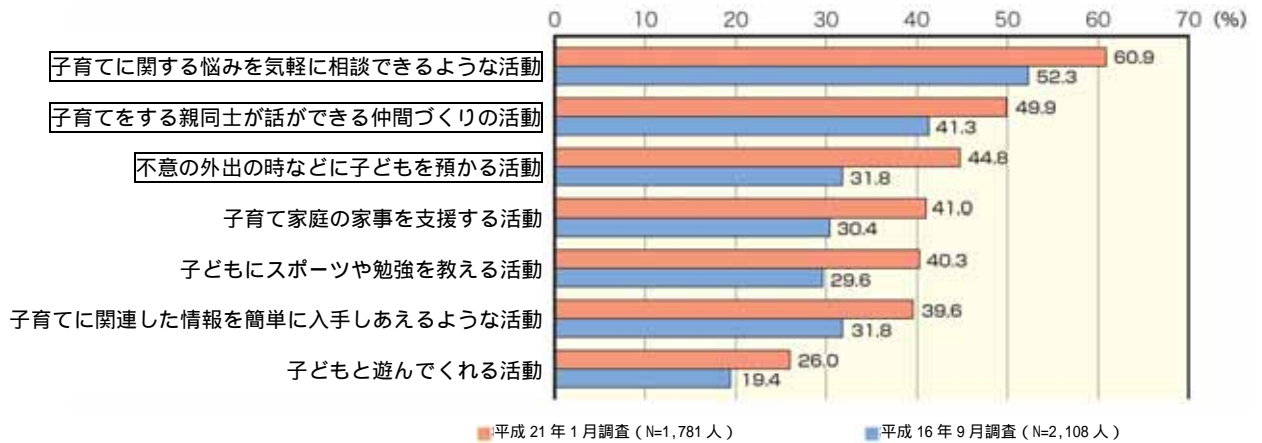


資料：社会意識に関する世論調査 (S50 S61 H9 内閣府)
国民生活選好度調査 (H12 H19 内閣府)

(14) 子どもをもつ親にとってあればよいと思う地域活動

子育ての社会全体での支援に関し、子を持つ親にとってあればよいと思う地域活動を20歳以上の人に聞いたところ、「子育てに関する悩みを気軽に相談できる活動」が60.9%と最も高く、次に「子育てをする親同士が話ができる仲間づくりの活動」、「不意の外出の時に子どもを預かる活動」などのニーズが続いています。

図表 25 子どもを持つ親にとってあればよいと思う地域活動

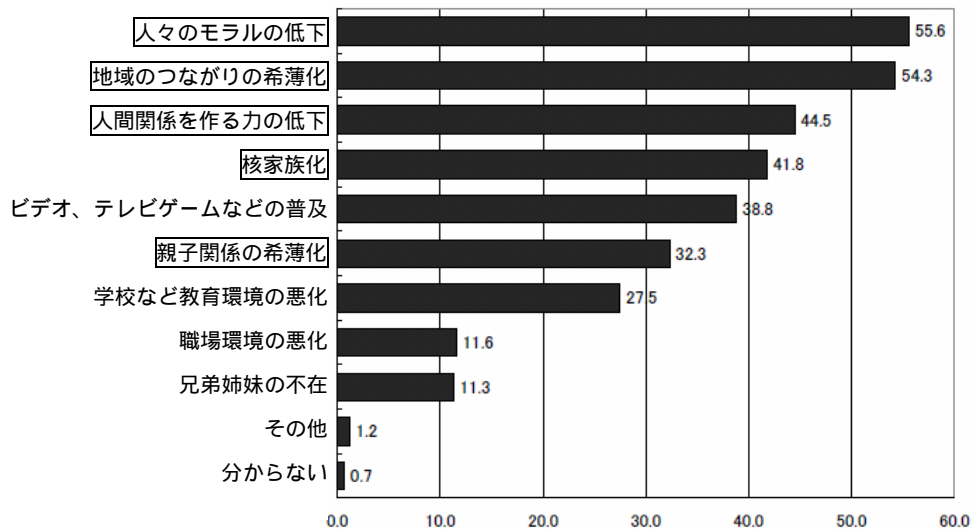


資料: 少子化対策に関する特別世論調査(H16、H21 内閣府)

(15) 人間関係が難しくなった原因

20歳以上の人に対し、人間関係が難しくなった理由について聞いたところ、社会規範の遵守意識の弱まりとも言える「人々のモラルの低下」が55.6%と割合が最も高く、次いで「地域のつながりの希薄化」(54.3%)、「人間関係を作る力の低下」(44.5%)、「核家族化」(41.8%)、「親子関係の希薄化」(27.5%)など、家族、地域、職場内におけるつながりの希薄化を挙げる人が多くなっています。

図表 26 人間関係が難しくなった要因



資料: 安全・安心に関する特別世論調査(H16 内閣府)

(16) 新ひょうご子ども未来プラン策定に向けたリレートークと意見募集

多くの県民から、少子対策・子育て支援でさらに取り組むべき課題などの意見を得て、新プランに反映させるため、21年6月から22年1月にかけて、県内各地で様々な団体やグループと、順次意見交換を行いました。また、意見募集チラシを県内各地に配布し、多くの方々から意見をいただきました。

開催回数：57回

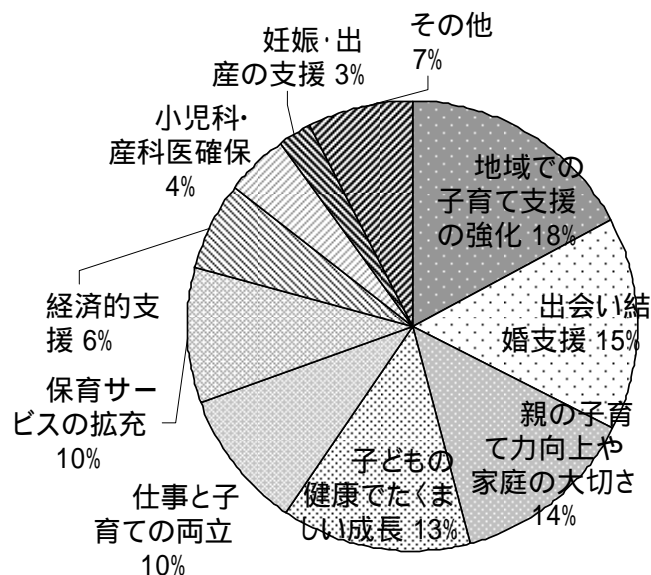
延べ参加人数：2,330人

意見数：1,079件

リレートークでの意見：621件、

意見募集チラシによる意見：458件（256人）

図表 27 リレートーク意見内訳



第3章 新プランの目標

新プランでは、少子化問題を取り巻く現状を踏まえ、子育ての「質」と子どもの「数」という少子化問題の両面からの課題に対応するため、「理念目標」と「出生数目標」の2つのプラン全体にかかる目標を掲げ、少子対策の取り組みを進めます。

1 理念目標（基本的な考え方）

新プランでは、次の3つの基本的な考え方を取り組みの目標に据え、重点的に取り組みます。

- (1) 子育て支援制度の充実や働き方の見直しにより、子育て支援環境を整備すること
- (2) 家庭・地域・職域で共感をもって子どもたちを包む、安心と喜びの子育てを進めること
- (3) 家族や地域の大切さ、失ってはならないかけがえのないものを次世代につなぐこと

2 出生数目標

新プランでは、次の出生数目標を掲げて、少子対策・子育て支援策を推進します。

平成 23～27 年までの5年間で **24万人**（年間4.8万人）

3 めざす社会像

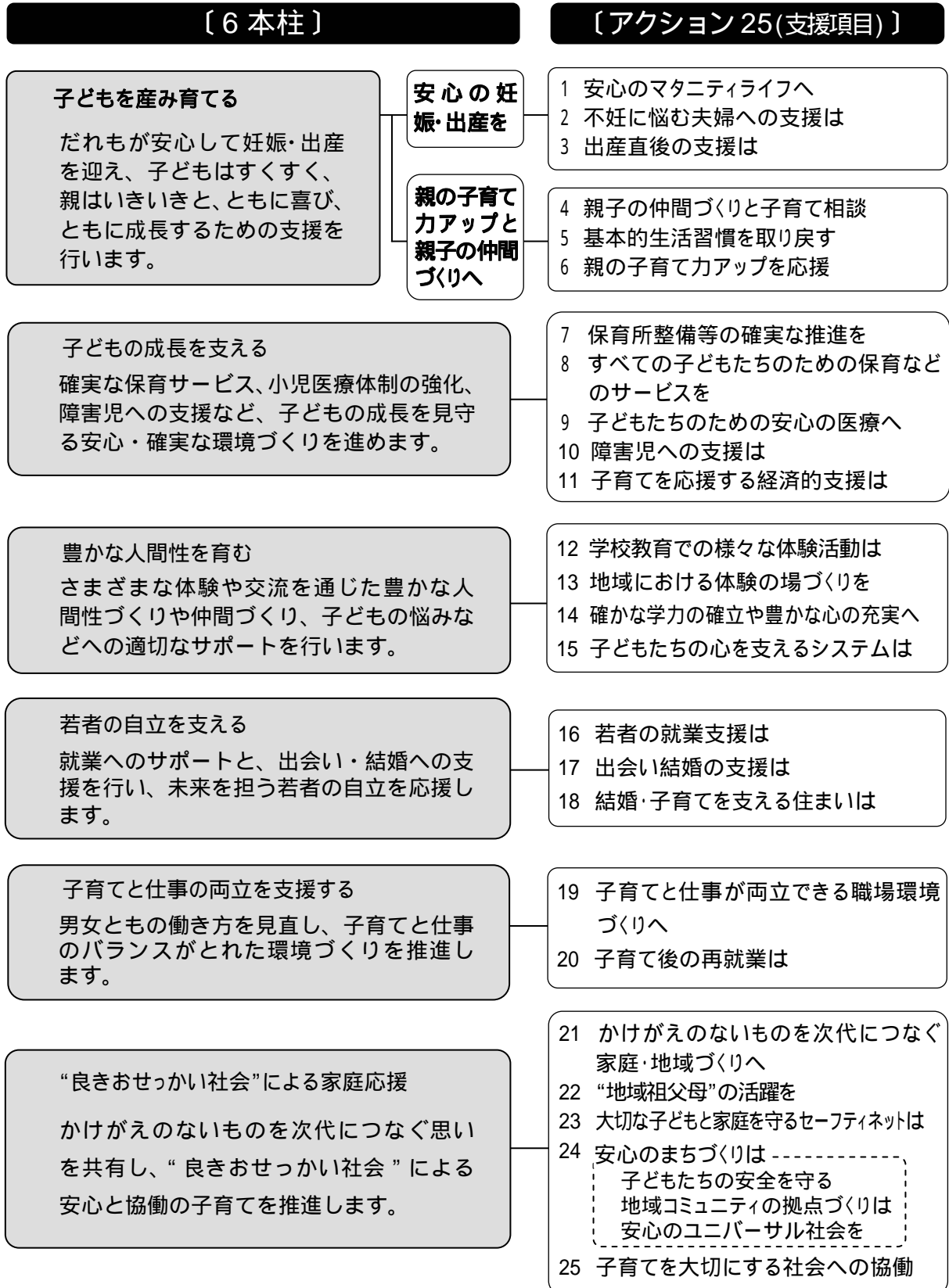
みんなで取り組む少子対策・子育て支援策により、県民が安心と喜びをもって子どもを生ま育てていける社会をめざします。

- (1) 安心できる妊娠・出産環境が整備され、すべての親子がともに喜び、ともに成長できる社会
 - ・安心して妊娠・出産し、不安なく産後が過ごせる環境
 - ・親が育児の知恵・方法を習得し、ゆとりをもってできる子育て
- (2) 保育や小児医療システム等が整った安心できる社会
 - ・必要な時にいつでも受けられる保育サービス
 - ・どこにいても安心の小児医療サービス
 - ・発達障害等への適切な支援
- (3) 子どもたちが体験を通じて豊かな人間性を育みながら成長できる社会
 - ・多くの経験を重ねながら育つ子どもたち
 - ・自尊感情をもって育つ子どもたち
- (4) 若者たちが安心して結婚し、安定した家庭を築くことができる社会
 - ・若者が安心して家庭を持つための経済的な安定
 - ・結婚相手と出会うための多様な機会
- (5) 父親も母親も子育てと仕事のバランスをとって充実した生活ができる社会
 - ・結婚・出産後も子育てと仕事が両立できる環境
 - ・子育てで離職したのちの円滑な再就業
- (6) かけがえのない大切なものを次代につなぎ、みんなで子どもたちと子育てを支える社会
 - ・次世代の子どもたちを大切に育てるための社会全体による協働
 - ・地域ぐるみの児童虐待防止等への取り組み

第4章 施策体系と具体的な施策内容

1 施策体系

県民に分かりやすく役立つよう、県民のニーズに沿ってとりまとめた取り組みの6本柱とアクション25(支援項目)に沿って施策を推進します。



2 具体的な施策内容



子どもを産み育てる

(取り組み)

だれもが安心して妊娠・出産を迎え、子どもはすくすく、親はいきいきと、ともに喜び、ともに成長するための支援を行います。

安心の妊娠・出産を

1 安心のマタニティライフへ

(ねらい) だれもが安心して出産を迎えることができるよう、妊婦健診の受診への支援を行うとともに、周産期・産科救急医療体制の整備や産科医確保等を推進します。

(主な取り組み)

妊婦健診の推進（健康福祉部）

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、市町の妊婦健診への取り組みを支援
また、未受診者の解消を図るため、健診の必要性の浸透・定着に向けた効果的な啓発等を行うとともに、市町への財政的支援の継続を国に提案

[妊婦健康診査費公費負担(14回かつ98,000円以上)実施市町数：

10市町(21年度) 26年度目標：41市町]

周産期医療体制の充実（健康福祉部）

- ハイリスク妊婦・新生児に対し最善の対応ができるよう、周産期医療体制の整備を推進
 - ・空床の有無、緊急手術の可否等の情報を提供する周産期母子医療情報システムの産科機能の充実した病院への整備
 - ・ハイリスク妊産婦搬送の広域調整等にかかる総合周産期母子医療センターの体制強化
[総合周産期母子医療センター設置数：1機関(21年度) 26年度目標：2機関]
 - ・地域周産期母子医療センターの体制強化
 - ・産科医等の確保を図るため分娩手当等を支給する産科医療機関への財政支援

出産育児一時金の支給〔国〕

出産に直接要する費用や出産前後の健診費用等の経済的負担の軽減を図るため、出産育児一時金を支給

- ・支給額：産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産 42万円
上記以外で出産 39万円
- ・支給方法：現金給付。なお、妊産婦本人の選択により医療機関等への直接支払制度の利用が可能

2 不妊に悩む夫婦への支援は

(ねらい) 高額な不妊治療費や、不妊の専門的な相談が受けにくいことなどに悩む夫婦の経済的・精神的負担を軽減するため、特定不妊治療への経済的支援や不妊専門相談を行います。

(主な取り組み)

特定不妊治療の支援(健康福祉部)

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されない特定不妊治療(体外受精・顕微授精)の治療費の一部を助成、併せて、これらについて保険適用を国に提案

[助成実績:1,541件(20年度) 26年度目標:1,710件]

不妊専門相談の推進(健康福祉部)

不妊治療等の情報提供、治療後の不安などに関する相談に加え、性感染症による不妊の予防等、幅広い総合相談について、医師や助産師による電話や面接により実施

[相談実績:67件(20年度)]

3 出産直後の支援は

(ねらい) 産後うつや、赤ちゃんとの接し方等の悩みを抱える親に対し、安心して子育てができるよう、気軽に相談等のできる家庭訪問などの取り組みを行います。

(主な取り組み)

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の支援(健康福祉部)

子育ての孤立化を防止するため、市町保健師等が、生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、悩み相談・助言等を行い、適切なサービスにつないでいく標記事業を推進する中で、訪問拒否など関わりを持つことが困難な事案については、健康福祉事務所の保健師が同行訪問して支援

養育支援訪問事業の推進(健康福祉部)

子育てに不安や孤立感を抱える家庭に対し、市町が子育て経験者等による育児・家事援助や保健師等による指導・助言等を行う標記事業の全市町実施を推進

[実施市町:26市町(21年度) 26年度目標:41市町]

妊産婦のメンタルサポートの推進(健康福祉部)

妊娠葛藤や、マタニティブルーによる産後うつ等を抱えた妊産婦を支援するため、医療機関における妊産婦へのカウンセリング等によるサポートを推進

- ・“メンタルサポートガイドライン”の作成及び関係医療機関等への配布
- ・助産師、看護師等を対象にした妊産婦メンタルサポーター養成研修の実施

[メンタルサポーター養成者数:22年度目標:412人]

健康福祉事務所等における健康相談、子育て相談の実施(健康福祉部)

- ・未熟児訪問指導事業

未熟児の保護者に対する訪問指導を行い、乳児への心身ともに健康な発育・発達を支援
・養育支援ネットの推進

未熟児等ハイリスク児や育児不安が強い保護者など、養育上支援の必要な親子の情報を医療機関を通じて、早期に把握し、家庭訪問等の支援を実施するとともに、健康福祉事務所、こども家庭センター等による市町の児童相談機能の強化等を実施

[訪問実績：2,515 件(20 年度)]

親の子育て力アップと親子の仲間づくりへ

4 親子の仲間づくりと子育て相談

(ねらい) 核家族化の進行や地域の人間関係の希薄化により子育てが孤立しがちとなり、子育てに自信がない、気軽に相談できる相手が身近にいない等の悩みを持つ親への対応が必要となっています。このため、いきいきと充実した子育てに向け、子育ての悩み等を話し合える親子の仲間づくりや、子どものしつけや健康など様々な相談の場づくりに取り組みます。

(主な取り組み)

まちの子育てひろば事業の推進(健康福祉部)

子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりを通して子育ての悩みを話し合ったり、互いに情報交換ができる身近な子育て拠点である「まちの子育てひろば」が地域で一層展開されるよう、県として広域的かつ専門的な観点から、ひろば活動を支援

- ・コーディネーターの配置による助言等の充実(運営相談、ひろば情報紙の作成・配布等)
- ・専門機関による相談機能や体験活動の充実(ひろばアドバイザー、動く・こどもの館号、まちの保健室の看護師等の派遣拡充)

[開設数：1,930 か所(22 年 1 月) 26 年度目標：2,000 か所]

地域子育て支援拠点事業の推進(健康福祉部)

子育てに関する相談、援助を行うセンター型や、子育て親子の交流の場を提供するひろば型の地域子育て支援拠点事業を実施する市町を支援

[開設数：132 か所(21 年度) 26 年度目標：184 か所]

まちの保健室事業の推進(健康福祉部)

子育て中の親子が身近な場で気軽に相談できるよう、住宅の集会所や公民館、スーパーマーケットなど地域の身近な場所で、兵庫県看護協会の看護師等が健康相談や子育て相談を実施

[開設数：569 か所(21 年 10 月)]

県立こどもの館による先導的子育て支援の推進(健康福祉部)

子どもたちの健やかな成長を育む中核施設となる大型児童館として、親子の体験活動の実践普及や指導者の養成等に先導的に取り組むとともに、幼児教育センターの機能を生かした研修会などを実施

- ・人形劇、図書活動や工作活動等を通じた学びと交流の場の提供
- ・こどもの館劇団養成やボランティア活動の推進
- ・幼児教育センターでの電話による子育て相談や幼児教育研修会等の実施
- ・子育て施設コラボネット（児童館 186 か所、子育て学習センター71 か所、地域子育て支援センター48 か所等、計 305 か所(22 年 1 月)を活用した市町等との連携事業の実施や情報の共有)

ひょうご絵本プロジェクトの展開（健康福祉部）

絵本を通じた親子間のコミュニケーション、子どもたちの育成等を推進するため、「ひょうご絵本の伝承師」の養成や、まちの子育てひろばへの絵本の配備など、家庭や地域等での絵本読み聞かせ活動を展開

- ・絵本作家による講座を開催し、「ひょうご絵本の伝承師」を養成
- ・まちの子育てひろばへの絵本配備

[配備ひろば数：22 年度 200 か所、23 年度 200 か所]

子育てほっとステーション事業の推進（健康福祉部）

子育て中の親子が気軽に買い物などに出かけやすい環境を整備するため、商店街等の空き店舗を活用し、親子がくつろげるたまり場等を設置するための経費の一部を助成

[設置数：12 か所(21 年度)]

保育所における子育て相談の実施（健康福祉部）

育児不安に陥ったり育児に負担を感じる保護者への対応として、民間保育所において、保育士が保護者に対する相談・指導を実施

[実施箇所数：250 か所(21 年度)]

私立幼稚園における幼児教育相談の実施（企画県民部）

幼児・保護者への個別相談対応や、専門機関等を紹介する幼稚園幼児教育相談所の開設に取り組む私立幼稚園に対して補助を実施

児童委員・主任児童委員活動の推進（健康福祉部）

住民の立場に立ち、住民との信頼関係の中で子どもや子育て家庭への支援活動を行う地域のボランティアとして活動している児童委員・主任児童委員に対して、研修会の実施等により活動を支援

5 基本的な生活習慣を取り戻す

(ねらい) 親子ともの生活習慣の乱れが指摘されるなか、子どものすこやかな成長に欠かせない早寝早起きやバランスの取れた食事や遊びなど、生活リズムをつくる基本的な生活習慣づくりを推進します。

(主な取り組み)

子どもの生活習慣づくり運動の推進(健康福祉部)

子どもの健やかな育ちに向けた生活習慣(食・あそび・睡眠)づくりのため、子どもの生活習慣にかかる行動指標の策定・普及啓発パンフレットの作成、地域別フォーラムの開催、モデル実践校の指定など、家庭・地域・学校ぐるみの子どもの生活習慣づくり運動を展開

食で育む元気ひょうご推進事業の推進(健康福祉部)

県食育推進計画の県民への普及を図るとともに、市町食育推進計画の策定等を支援
[市町食育推進計画策定：16市町(21年11月) 26年度目標：41市町]

ひょうご食育推進事業の推進(教育委員会)

子どもたちの生きる力の基礎となる食育の積極的な推進を図るため、栄養教諭を中心に、「食育実践プログラム」の活用を推進するなど、学校における食育指導体制の整備や指導内容を充実
[公立小・中・特別支援学校での年間指導計画策定割合：100%(22年度)]

地産地消による学校給食の推進(農政環境部)

県内の身近な食材に接することを通じ、児童・生徒の食と「農」への理解を深めるため、各地域で県産農林水産物をより多く取り入れた学校給食を推進
[学校給食での県産品使用割合：27.5%(20年度) 26年度目標：29%]

6 親の子育て力アップを応援

(ねらい) 親としての責任感や、子どもに対するしつけの強化が求められている中、子育ての喜びや苦労などを通じて、親自身の成長も実感できる取り組みを進めます。また、子育て支援情報が、必要とされる家庭にスムーズに伝わるよう、子育て家庭などに対して分かりやすく子育て支援情報を提供します。さらに、就労や家事に追われがちな母子家庭等に対し、安心して子育てができる環境づくりを行います。

(主な取り組み)

乳幼児子育て応援事業の拡充(企画県民部、健康福祉部)

在宅の乳幼児とその親に対する子育て支援の推進のため、民間保育所や私立幼稚園で、親がしつけを学ぶなどの親育ちや、子どもが集団活動を体験できる場を拡大

・乳幼児子育て応援事業(在宅の0~2歳児及びその親を対象に民間保育所で実施)

[実施数：141園(21年11月) 26年度目標：全民間保育所(500園)]

・私立幼稚園2歳児子育て応援事業((在宅の2歳児及びその親を対象に私立幼稚園で実施))

[実施数：119園(21年11月) 26年度目標：全私立幼稚園(233園)]

- ・私立幼稚園 1 歳児子育て応援事業((在宅の 1 歳児及びその親を対象に私立幼稚園で実施))
[実施予定数 : 20 園(22 年度)]

「わくわく親ひろば」の新たな展開 (企画県民部)

地域全体で多世代が交じり合い、共に支え合う「地域三世同居」の実現をめざし、団体やグループ等による実践を支援し、親学びの基盤を構築

- ・わらべうた、野遊び、ものづくり、福祉体験等、様々な団体・グループ等が活用しやすい体験型の「ひょうご親学び応援学習プログラム」の拡充
- ・「わくわく親ひろば」体験まつり等を開催し、親ひろばのデモンストレーションによる普及啓発や実践事例の情報を共有

[わくわく親ひろばの開催数 : 33 回(21 年 11 月) 26 年度目標 : 150 回/年以上]

家庭と地域の子育て力アップ事業の推進 (健康福祉部)

父親の子育て力(パパ力)や若者・子育て世代・祖父母世代及び地域の子育て力の向上のため、県立こどもの館において、父親と子が親子のきずなを深める体験事業や子どもの発達段階に応じた子育て方法を学ぶ講座を開催

- ・「パパ力(ぢから)アップ講座」(自然体験あそび、宿泊型体験講座など)等の実施
- ・「親力(ぢから)アップセミナー」(子育て・親育て講座、実践演習)の開催 など

子どもの事故防止強化事業への支援 (健康福祉部)

風呂場での溺死や階段からの転落など、乳幼児の事故を予防するため、両親学級、1 歳 6 か月児健康診査・3 歳児健康診査等の集団健診などの場において、保護者等へ意識啓発を図るとともに、必要に応じて医師・保健師・保育士等の専門家で構成される事故予防検討会を開催し、効果的な啓発方策等の検討を実施

[実施市町 : 26 年度目標 : 41 市町]

ひょうご子育て支援カードの配布 (健康福祉部)

子育て家庭に対し子育て支援情報をタイムリーに提供することが重要であるため、出産前後の早い段階から県の子育て支援情報を紹介したカードを親に配布

- ・母子健康手帳の配布時等にすべての子育て家庭に配布

ひょうご子ども未来通信の配信 (健康福祉部)

県内の N P O 等による先導的な子育て支援活動や少子化の現状、国・県・市町の少子対策・子育て支援対策の情報を地域団体・N P O、子育て応援協定締結企業、市町、県関係機関や個人など約 1,500 か所にメール配信 (月 1 回)

- ・連絡先 : 県少子対策課 E-mail : shoshitaisaku@pref.hyogo.lg.jp

携帯メール等による情報提供 (健康福祉部)

手軽に子育て支援情報を子育て中の親が入手できるよう、子育て世代の多くが利用する携帯電話等を活用して、子育て支援制度やイベント、相談窓口など身近な情報を定期的に提供

ひとり親家庭（母子・父子家庭）等に対する支援の充実（健康福祉部）

- ・生活指導講座の開催
しつけ・育児、健康づくりなどに関する講座を開催
- ・家庭生活支援員の派遣
当該家庭の自立支援活動や疾病等の事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合に、家庭生活支援員を派遣
- ・父子家庭の支援
父子家庭の子育てを応援するため、保育等各種子育て支援サービスの情報提供・紹介や家庭同士の交流等を推進 など



子どもの成長を支える

（取り組み）

確実な保育サービス、小児医療体制の強化、障害児への支援など、子どもの成長を見守る安心・確実な環境づくりを進めます。

7 保育所整備等の確実な推進を

（ねらい） 都市部の待機児童や郡部の子どもの減少への対応や、早朝や夜など親の不規則な勤務時間への対応が求められています。このため、子どもを預けたい時に円滑に対応ができるよう、保育サービス体制の拡充を推進します。

（主な取り組み）

保育所整備の推進（健康福祉部）

増大・多様化する保育需要に適切に対応するとともに、育児休業後の職場復帰を円滑にするため、保育所の新設や増築による定員増、都市部における賃貸物件による保育所や分園の整備、耐震化などを推進

- ・保育所の設置、老朽改築等の施設整備に要する費用の助成
[保育所定員増加人数：22～26年度累計目標：4,800人]
- ・賃貸物件により新たに保育所を設置する場合の賃貸料等の費用の助成
- ・分園設置を行う保育所に対する運営及び整備に要する費用の助成
- ・駅前送迎ステーションに要する費用の助成

多子世帯保育料軽減事業の推進（健康福祉部）

多子世帯の子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、第3子以降が利用する場合の保育料の一部を助成

- ・対象児童：保育所、幼稚園、認定こども園、事業所内保育施設または院内保育施設を利用している第3子以降の児童

特別保育（延長保育、休日保育等）の推進（健康福祉部）

休日勤務や平日の時間外勤務など多様な親の保育ニーズに対応するため、延長保育や休日保育等を行う保育所等への補助を実施

[延長保育実施施設数：578 か所(21年11月) 26年度目標：603 か所]

[休日・夜間保育実施施設数：19 か所(21年11月) 26年度目標：23 か所]

病児・病後児保育の支援（健康福祉部）

就労の状況等からやむを得ず病気・病後の子どもを看ることができない保護者を支援するため、病児等を保育できる体制を確保する保育所、医療機関等に対して助成を行うとともに、保育所が窓口となり嘱託医等への付き添いや病児保育施設等へ搬送を行う体制整備を支援

・病児・病後児保育推進事業

医療機関型：病気の回復期に至っていないため集団保育が困難な児童を保育

保育所・児童福祉施設オープン型：病気の回復期で集団保育が困難な児童を保育

[実施市町数：16 市町(21年11月) 26年度目標：41 市町]

・ひょうご病児保育サポート事業

[実施市町数：3 市町(21年11月) 26年度目標：37 市町]

私立幼稚園での預かり保育の推進（企画県民部）

保護者や地域ニーズに対応できる環境づくりのため、正規の保育時間以外の預かり保育や、早朝・夕方や土曜日・長期休業日に長時間等預かり保育を実施する私立幼稚園に対して助成

・私立幼稚園預かり保育推進事業（正規の保育時間以外の預かり）

[実施園数：206 園（21年度） 26年度目標：210 園]

・長時間等預かり保育支援事業（早朝・夕方や土曜日・長期休業日に預かり）

[実施園数：54 園（21年度） 26年度目標：60 園]

保育の質の向上のための研修の実施（健康福祉部）

多様化する保育ニーズに円滑に対応するため、保育士を対象とした保育の質の向上のための研修を実施する市町を支援

[実施市町数：30 市町（22年度）]

8 すべての子どもたちのための保育などのサービスを

（ねらい） 親の就労形態にかかわらず安心してサービスが受けられるとともに、多くの子どもたちが日常的に交流できるよう、だれでも利用することができる保育サービスの提供や、子どもの居場所づくりを推進します。

（主な取り組み）

認定こども園の推進（企画県民部、健康福祉部）

保育に欠ける、欠けないにかかわらず、就学前のすべての子どもを受け入れ、教育・保育を一体的に提供するとともに地域の子育て支援機能を持つ認定こども園の拡充のため整備費・運営費を助成

- ・認定こども園の整備に対する補助（設置、増改築、大規模修繕等）
 - ・幼稚園型及び保育所型の園の運営に対する補助
 - ・新たに移行する園の保育室・調理室整備、ベビーベット等の備品整備に対する補助
- [認定こども園数：19 施設(21 年 11 月) 26 年度目標：100 施設]

ひょうご放課後プラン事業の推進（健康福祉部、教育委員会）

放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保と次代を担う児童の育成支援のため、ニーズのある全小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな居場所づくりを推進

また、放課後児童クラブの運営については、地域のニーズを踏まえた終了時間の見直しや障害児への対応を強化

[放課後子ども教室：361 校区(21 年 11 月) 26 年度目標：ニーズのある全校区]

[放課後児童クラブ：707 校区(21 年 11 月) 26 年度目標：727 校区]

実績の校区数は政令市・中核市含む

保育所における一時保育・特定保育の実施（健康福祉部）

専業主婦の急病や入院等に伴う一時的な預かりや、パートタイム勤務など保護者の多様な就労形態に応じた保育サービスを提供

[一時・特定保育実施施設数：383 か所(21 年 11 月) 26 年度目標：409 か所]

わくわく幼稚園の開設（企画県民部）

小1 プロブレム対策の一助として、就学前の在宅幼児に対し、特色ある私立幼稚園教育の体験を実施

[実施園数：154 園(21 年度) 26 年度目標：202 園]

ファミリーサポートセンター事業の推進（健康福祉部）

地域での相互援助機能により、一時預かりなど変則的な保育に対応するため、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）とのマッチングを行う標記事業の実施市町を拡大

[実施市町数：26 市町(21 年度) 26 年度目標：32 市町]

商店街活性化事業による子育て支援の実施（産業労働部）

地域に根ざした団体や市町と連携し、子育てや高齢者にやさしい商店街づくりなど、まちづくりと一体となった商店街の取組みに対し支援を実施

子育てショートステイ事業の実施（健康福祉部）

保護者が育児疲れ、病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、出張などで一時的に子どもを養育できないときや、経済的問題により一時的に保護を必要とする場合などに、児童養護施設・乳児院や母子生活支援施設等において、短期間の養育・保護を実施

[実施市町：33 市町(21 年度) 26 年度目標：41 市町]

9 子どもたちのための安心の医療へ

(ねらい) 子どもの命や健康を守るため、地域で、いつでも安心して医療機関に受診ができるよう、小児救急医療をはじめとする小児医療体制の充実を図ります。

(主な取り組み)

小児救急医療体制の整備推進（健康福祉部、病院局）

医療資源の偏在、育児不安の軽減を図るため、「小児救急(災害)医療システムの整備に関する基本方針」に基づき、各圏域の実状に応じた小児救急医療体制の整備を推進

- ・二次医療圏での小児科救急対応病院群輪番制の実施
- ・県立こども病院小児救急医療センターの運営
- ・地域における小児救急医療電話相談の拡充
[圏域数：8 圏域(21 年度) 26 年度目標：10 圏域]
- ・全県を対象とした小児救急医療電話相談(# 8000 相談窓口)の実施
[電話相談件数：27,046 件(20 年度)]
- ・内科医師等への小児救急医療研修の実施

県立病院等による先進的な小児診療サービスの提供（健康福祉部、病院局）

育成医療等の先進的な小児診療や肢体不自由児・睡眠障害の小児リハビリなどを実施

- ・県立こども病院の運営
- ・ひょうご こどもリハビリセンターの運営

小児科・産科医の確保及び女性医師の就業支援の推進（健康福祉部）

地域の小児等の医療確保に向け、小児科・産科医師の確保を行うとともに、女性医師の就業を支援

- ・初期臨床研修及び後期研修を終了した医師を県職員として採用
- ・女性医師再就業支援センターにおける再就業研修の実施
- ・子どもを持つ女性医師・看護師等医療従事者向けに設置する病院内保育所運営費の一部補助

小児細菌性髄膜炎防止のための予防接種支援（健康福祉部）

乳幼児の細菌性髄膜炎防止のため、市町が実施するインフルエンザ菌 b 型(Hib)ワクチン接種にかかる費用の一部を助成。なお、他の小児細菌性髄膜炎予防ワクチンについては、接種状況等を考慮し検討

乳幼児等医療費助成の実施（健康福祉部）

小学3年生までの乳幼児等の疾病または負傷について、医療保険による給付が行われた場合に、その自己負担額から一部負担金を控除した額を助成

[受給者数：43.1 万人(20 年度)]

こども医療費助成の創設（健康福祉部）

心身・体力等で節目となる小学4年生から中学3年生までの児童を対象に、精神的・経済的

負担の大きい入院医療費の、医療保険における自己負担額の 1/3 を助成

県医師会との子育て支援協働事業の推進（健康福祉部）

かかりつけ医を持つことの大切さや、家庭における子どもの病気への不安に対して、親子や保育関係者を対象とした講座の開催等を通じて子育て家庭を支援

- ・ 全県フォーラムの開催
- ・ 保育所・幼稚園等の施設職員や乳幼児の親を対象とした地域別講座の開催
- ・ 啓発パンフレットの作成・配布

10 障害児への支援は

（ねらい） 年々増えつつある発達障害を持つ子どもたちをはじめ、障害のある子どもたちが、必要な支援を受けながら、安心して暮らすことができるよう、支援体制の整備を推進します。

（主な取り組み）

障害児等療育支援充実事業の実施（健康福祉部）

在宅の障害児の地域生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実に図るとともに、障害児を育てる保護者の育児不安の軽減と療育支援体制の充実に図るため、保護者同士の交流の場の確保を支援

放課後障害児育成事業の実施（健康福祉部）

仕事等の理由により保護者が昼間家庭にいない障害児で特別支援学校に就学している者（中等部・高等部）に対し、授業の終了後に特別支援学校の一部教室等を活用して、適切な遊びや生活の場を提供

[実施箇所数：22 年度目標：7 箇所]

発達障害児支援体制の整備（企画県民部、健康福祉部）

こども家庭センター、健康福祉事務所、市町、幼稚園、保育所、その他地域の療育機関が連携し、就学前児童を中心に自閉症、注意欠陥／多動性障害などの発達障害の早期発見、早期発達を支援

- ・ こども家庭センターによる発達障害児への支援
- ・ 私立幼稚園における発達障害児の受け入れ支援
- ・ 発達障害児の療育支援
- ・ 発達障害児に対する療育手帳の交付
- ・ 市町発達障害児支援連絡会議の設置による保健・福祉・教育等関係の連携強化及び発達障害者サポートファイルの活用
- ・ 発達障害児支援のあり方検討委員会の設置
- ・ 発達障害児(者)親の会ネットワーク事業の実施

発達障害者支援センターの運営推進と同センター児童専用ランチの設置（健康福祉部）

発達障害を持つ児童に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害者支援センター及び

ランチ施設を運営するとともに、同センター児童専用ランチを整備し、児童及びその家族からの相談に応じた適切な指導・助言を実施するとともに、関係機関と連携した総合的な支援体制の整備を推進

- ・相談窓口の設置

[相談指導件数：3,193 件(20 年度)]

- ・基礎研修会や専門研修会等の実施

[センター及びランチ施設数：4 か所(21 年度) 23 年度目標：6 か所]

- ・発達障害者支援センター児童専用ランチの設置 (24 年度設置予定)

重症心身障害児(者)への支援(健康福祉部)

- ・重症心身障害児(者)通園事業

在宅児(者)に対し、通園の方法により日常生活動作、運動機能等に係る訓練、指導等必要な療育を行うことにより、運動機能等の低下防止、発達の促進及び保護者等の家庭における療育技術の習得を支援

[実施箇所数：4 か所(西宮市、小野市、豊岡市、赤穂市)(21 年度)]

- ・在宅重症心身障害児(者)訪問看護支援事業

在宅での生活を支援するため、訪問看護ステーションが実施する訪問看護にかかる利用料の一部(自己負担の2割相当分)を助成

- ・重症心身障害児(者)短期入所設置支援モデル事業

短期入所施設のない圏域において、短期入所モデル施設に位置づけた介護老人保健施設の職員に対する研修により、重症心身障害児(者)の受け入れを推進

特別支援学校医療的サポート推進事業の実施(教育委員会)

特別支援学校において医療的ケアの必要な児童生徒に対し、健康で安全な学校環境を確保するため、指導医師の派遣による主治医と校医のコーディネートや医療行為を行う看護師の指導、看護師資格のある人材の配置による医療的ケアを実施

学校生活支援教員配置事業の推進(教育委員会)

指定した支援地域拠点校に学校生活支援教員を配置し、小学校の通常の学級に在籍する学習障害、注意欠陥/多動性障害等の児童が安定した学校生活や集団活動を行えるよう支援

赤ちゃん体操教室事業の推進(病院局)

先天性の染色体異常(主にダウン症)に起因する病気や障害を持つ子どもと親を対象に、子どもの育ちを促すとともに、親の障害受容を助け、地域で健やかに育つため親子体操事業を推進

11 子育てを応援する経済的支援は

(ねらい) リレートークの意見などでも、子育てにかかる経済的な支援が求められています。このため、子育て家庭に対して経済的負担を軽減する支援を行います。

(主な取り組み)

出産育児一時金の支給(国)(再掲)

子ども手当の支給(国)(健康福祉部)

中学校修了までの児童を対象に、子ども手当を支給(22年度は13,000円)

・所得制限なし

児童扶養手当の支給(健康福祉部)

ひとり親家庭(母子・父子家庭)等の生活の安定と自立を支援するため、児童扶養手当を支給

・支給月額:41,720円(全部支給の場合。なお所得による減額及び子ども数による加算あり)

(父子家庭は、22年8月から支給対象)

多子世帯保育料軽減事業の推進(再掲)(健康福祉部)

公立高校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金の創設(国)(企画県民部、教育委員会)

全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、公立高校の授業料を無償化するとともに、私立高校については高等学校等就学支援金を創設して、家庭の教育費負担を軽減

・国公立高校 不徴収(ただし、特別の事由がある場合を除く)

私立高校 年額 118,800円

年収250万円未満の世帯 年額 237,600円

年収250~350万円未満の世帯 年額 178,200円

私立高等学校等授業料軽減制度(企画県民部)

県内の私立高等学校等に在籍する県内生徒の学資負担者で、収入が一定以下の者を対象として学校法人が行う授業料軽減事業に対して補助を実施

高等学校奨学資金貸与事業の実施(教育委員会)

経済的理由により修学困難な高校生等の教育の機会均等を確保するため、奨学資金を貸与するとともに、遠距離通学の生徒に対し、通学交通費を貸与



豊かな人間性を育む

(取り組み)

さまざまな体験や交流を通じた豊かな人間性づくりや仲間づくり、子どもの悩みなどへの適切なサポートを行います。

12 学校教育での様々な体験活動は

(ねらい) 心身の調和のとれた子どもたちの成長には、豊かな自然や優れた芸術・文化に触れることが大切です。このため、学校教育の中で、子どもたちが発達段階に応じて、様々な交流や体験を通じて、のびのびと成長していくための場づくりを推進します。

(主な取り組み)

環境体験事業の推進(教育委員会)

公立の全小学3年生を対象に、自然に対する畏怖の念や命の大切さ、命のつながりなどを学ぶ場として、市町及び学校の創意工夫を生かした体験型環境学習を実施

[実施校：805校(21年度)]

自然学校の推進(教育委員会)

公立の全小学5年生を対象に、人とのふれあい、地域社会への理解を深め、心身ともに調和の取れた児童の育成を図る場として、豊かな自然の中での集団宿泊体験を通じた様々な体験活動を実施

[実施校：803校(21年度)]

トライやる・ウィークの推進(教育委員会)

全公立中学校2年生を対象に、生徒の「生きる力」の育成を図るため、県内各団体の協力を得て、生徒の主体性を尊重した様々な体験活動を実施

[実施校：369校(21年度)]

トライやる・ワークの推進(教育委員会)

全県立高等学校1年生を中心に、高校生が時代の変化に合わせ将来にわたって積極的に地域を支える人材としての自覚と態度を養うため、クラス・グループ単位で、ボランティア活動、福祉活動、文化活動など、地域社会の発展に結びつく活動を実施

[実施校：全県立高等学校]

高校生就業体験事業 - インターンシップ推進プラン - の推進(教育委員会)

全県立高等学校2年生を中心に、自己の将来の在り方、生き方について考え、目標を持って主体的に進路選択ができるよう、産業の現場などで学習内容や進路に関連した就業体験(インターンシップ)を実施

[実施校：全県立高等学校]

青少年芸術体験事業“わくわくオーケストラ教室”の推進（教育委員会）

全公立中学校1年生を対象に、音楽を愛好する心の育成や、次代の社会を担う若者の豊かな想像力、感性などを養うため、県立芸術文化センターにおいて同管弦楽団による本格的な演奏に親しむ体験活動を実施

[実施校：366校(21年度)]

ひょうごの環境学習・教育の総合的推進（農政環境部）

・体験プログラムの開発・実践

自然と命を守り、環境優先の園づくりに取り組む幼稚園・保育所を「環境優先のモデル園」として指定し、大学等の協力を得た指導計画を策定・実践

・環境学習実践研修の実施

幼稚園教諭や保育士を対象に、ひょうごの環境学習の考え方やその進め方を学ぶとともに、自ら自然体験をするワークショップを実施

・ひょうごっこグリーンガーデンサポート事業

各県民局に登録されている「ひょうごグリーンサポーター」を幼稚園・保育所に派遣し、職員研修や幼児への指導のサポートを実施

「ひょうご匠の技」探求事業の推進（教育委員会）

ものづくりの技術・技能に関心の高い生徒の才能を伸ばし、将来地域産業界に貢献できる実践的な工業技術者の育成を図るため、すべての工業科を設置する県立全日制高等学校において、ものづくりに関わる高度熟練技能者等の招聘による実技指導を通じて生徒の技能検定取得や高度な資格取得を支援

- ・機械系、電気系、土木系、デザイン系の各分野の技能者等を配置
- ・教員を対象とした技能伝承講習会の実施

「ひょうごの達人」招聘事業の推進（教育委員会）

農業・商業・水産・家庭に関する学科を有するすべての県立全日制高等学校において、各分野における専門家の招聘による実習や課題研究等の実技指導を通して生徒の高度な資格取得やスキルアップを支援

- ・生徒の専門性、技術力の向上、高度な資格取得の推進に向けた生徒への実技指導
- ・教員を対象とした技能伝承講習会の実施

「ひょうごの匠」ものづくり体験事業の推進（産業労働部）

若者層を中心とするものづくり離れや技能後継者の不足に対応するため、県内の中学校にキャラバン隊として「ひょうごの匠」を派遣し、技能体験を通じた技能伝承事業を実施

[中学生体験生徒数 26年度目標：2,200人]

13 地域における体験の場づくりを

(ねらい) 子どもたちが十分に自然とふれあうことのできる機会や地域社会と交流できる場が求められています。このため、地域団体、企業や住民等の協力を得て、地域の中で子どもたちが集い、人間関係を築いていくための場づくりを推進します。

(主な取り組み)

子どもの冒険ひろば事業の推進(企画県民部)

子どもたちのたくましく生きる力を育むため、公園等で土・木・水などの自然素材を使い、自分の責任で自由にのびのびと遊べる拠点の開設を支援

若者ゆうゆう広場事業の推進(企画県民部)

若者の社会性を育むため、家庭や学校以外で、気軽に立ち寄り、音楽、スポーツ等のサークル活動等を通じた仲間との交流ができる拠点の開設を支援

子どもの遊び場・若者の居場所づくり活動の支援(企画県民部)

先進的に子どもの遊び場・若者の居場所づくりに取り組む団体のノウハウやネットワークを活用して“ひろば”を支えるボランティアスタッフ等のコーディネートや各“ひろば”間の相互協力を推進

県立いえしま自然体験センターの運営(企画県民部)

瀬戸内の豊かな自然の中で、「自然体験活動・海の環境学習の拠点」施設として、環境学習センターや海中探検・養殖体験ゾーンなどを活用し、体験・実践型の多様なプログラムを実施するとともに、子どもリーダー養成講座や指導者養成講座等を開設

まちなか子ども体験活動プログラム事業の推進(健康福祉部)

大都市部における子育てをめぐる家庭や地域等の状況変化に対応し、子どもの夢を育み豊かな人間性を育てるため、阪神地域を中心に、日本の伝承遊びなどを通じた子どもたちの、感性や思いやりの心などの育成や、子育て支援指導者の養成を実施

- ・子どもたちの豊かな人間性を育てるための体験プログラムの実施
- ・他者への思いやりや社会規範意識の指導に向けた子育て支援指導者養成講座の実施

農林水産体験ファームの実施(農政環境部)

小中学生が夏休み等を利用して農山漁村へ滞在し、農山漁村の暮らしのよさにふれるとともに、生産者の指導による生きた農林漁業体験を通じて、命や食べ物、農林水産業の大切さへの理解を深める交流体験を実施

子育て応援協定締結団体等による体験事業の実施(健康福祉部)

協定締結団体と協働し、各団体の「専門性」「独自性」を活かして子どもたちに様々な体験活動の場を提供

- ・連合婦人会(三世代交流体験事業)、商工会連合会(小学生企業家体験)、いけばな協会(子

ども生け花教室)、茶道協会(子ども茶道教室)、看護協会(1日看護師体験、ふれあい介護体験)、鮪商生活衛生同業組合・飲食業生活衛生同業組合(「食」に親しむ子ども体験教室)

青少年団体活動の推進(企画県民部)

子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウトなど、地域で青少年の健全育成に取り組む青少年団体が、ノウハウや人材を活かした活動を展開できるよう支援

「ひょうご子ども・若者応援団」の設置(企画県民部)

(公財)兵庫県青少年本部において、青少年健全育成に貢献する意欲のある企業・団体等の資源(知識・技能、ノウハウ、体験の機会等)を広く募集・登録し、青少年団体や地域団体のニーズとのマッチングを推進

ものづくり大学校による体験事業の実施(産業労働部)

ものづくりを通して、青少年の職業観や豊かな心を育成するため、ものづくり大学校において多様なものづくり体験事業を実施

[「ものづくり大学校」体験施設におけるものづくり体験者数:26年度:15,000人]

「スポーツクラブ21 ひょうご」活動支援事業の推進(教育委員会)

多世代の地域住民が参加できるスポーツ活動や野外活動を推進し、子どもの人間的成長を図るため地域住民の自主運営によるスポーツクラブを小学校区に設置する支援事業を実施

[実施小学校区:全小学校区で開設(21年度) 26年度目標:全小学校区で開設継続]

社会基盤学習の実施(県土整備部)

「ひょうごの環境学習・教育」の一環として、河川、道路等の社会基盤施設を題材に、出前講座や現地見学を通して、災害の恐ろしさや社会基盤の必要性等を学ぶ体験的学習を実施

14 確かな学力の確立や豊かな心の充実へ

(ねらい) 子どもたちが幅広い知識や教養を身に付け、豊かな情操や道徳心などを身につけることができるよう、学力向上方策の充実により確かな学力の確立に取り組むとともに、道徳性の涵養など豊かな心の育成に取り組みます。

(主な取り組み)

小・中学校における新学習システムの推進(教育委員会)

小・中学校における児童生徒の多様な能力や個性の伸長のため、児童生徒の発達段階に応じた学級編制や教科の特性に応じた少人数学習集団の編成を実施

・35人学級編制の実施(小学校1~4年生)

基本的な生活習慣・学習習慣の定着、基礎学力の向上のため、小学校低学年で35人学級編制を実施

・「兵庫型教科担任制」の推進(小学校5・6年生)

小学校5・6年生において、学力の向上や小学校から中学校への円滑な接続を図るため、「教

科担任制」と「少人数学習集団の編成」を組み合わせた「兵庫型教科担任制」について、段階的に実施

[実践研究校：113校(21年度) 242校(22年度) 完全実施(24年度)]

学びの充実促進事業の推進（教育委員会）

小・中学校での学力向上の取組を促進するため、全国学力学習状況調査等での課題解決を図るこれまでの市町・学校の取組の成果を踏まえ、各校での効果的な学力向上実践を支援

道徳教育の推進（教育委員会）

子どもたちに基本的な生活習慣や社会規範を身に付けさせるとともに、自尊感情や他人への思いやり、生命を尊重する心、公共の精神を養うため、道徳教育にかかる指導手引を活用した教員研修や公開授業の実施等により指導力向上を図るとともに、兵庫の先輩の多様な生き方、考え方に触れる「道徳教育副読本」を作成し、道徳の時間を中心とした道徳教育を充実

高等学校学力向上マイスター派遣事業の実施（教育委員会）

生涯にわたり個性や資質能力を磨き、志をもって未来を切り拓く力を養うため、各学校の特色づくりに応じた分野の最新の専門的知識、最先端の技能・技術・経験を有した大学研究者、民間企業人等の専門的有識者（マイスター）による心に響く魅力ある講演会を実施

15 子どもたちの心を支えるシステムは

（ねらい） いじめ、不登校やひきこもりなど、子どもや親の悩みへの適切な対応に向け、専門家や専門機関が連携して、子どもたちの心を支えるシステムの充実に取り組みます。

（主な取り組み）

新 ひょうごユースケアネット推進会議*の設置（企画県民部）

社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援を行うため、「ひょうごユースケアネット推進会議（H8年設置）」を再編・強化

・「雇用」「相談」等の関係機関の参画を得て、「ユースケアネット・ほっとらいん」による相談機能の充実や多様な自立支援機関の連携を強化

*「子ども・若者育成支援推進法」に基づく子ども・若者支援地域協議会

青少年のインターネット等の利用対策の推進（企画県民部）

青少年の利用する携帯電話の原則フィルタリング利用やインターネットカフェ等への規制を定めた改正青少年愛護条例の周知徹底及び適正な運用の推進

インターネット上の有害情報から青少年を守る県民の主体的な取組を支援するため、インターネット安全安心インストラクター養成講座や、フィルタリングの利用等と呼びかける有害情報対策キャンペーン等を実施

いじめ等教育相談の実施（教育委員会）

県下の児童生徒等のこころの悩みの解消を図るため、いじめ、不登校、友人関係や進路など

で悩んでいる児童生徒や保護者などの相談窓口を設置

[相談実績：4,358 件(20 年度)]

こころの相談支援事業の推進（教育委員会）

暴力行為、いじめ、不登校など子どもの問題行動の未然防止・早期発見・早期解決を図るため、県下全公立中学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、児童の発達障害による問題行動の増加に対応するため、小学校での相談体制の充実、生徒指導体制づくりを推進

[スクールカウンセラーの配置：全公立中学校及び拠点小学校に配置(22 年度)]

いじめ対策緊急支援総合事業の推進（教育委員会）

学校におけるいじめ等の未然防止や根絶のために、適切な人間関係の構築方法等いじめを許さない集団づくりについて調査研究を行い、その成果を県下に普及

ヤングトークの実施（県警本部）

被害にあった少年やその保護者等を支援するため、女性の少年相談専門のカウンセラーを配置し、専門的な立場から各種少年相談を実施

[相談実績：370 件(20 年度)]

県立神出学園の運営（企画県民部）

不登校などの青少年が、ゆとりと潤いのある寮生活をしながら、自然、人及び社会とのふれあいを通じて自己に対する理解を深め、自らの進路を見いだすことができるよう支援

県立但馬やまびこの郷の運営（教育委員会）

自然、人及び地域とふれあう体験と集団活動を通じて、自主及び自律の精神並びに人間相互の関係について正しい理解を養い、学校生活に適應することができるよう支援

県立山の学校の運営（企画県民部）

自然を中心とした学びの場で、寮での共同生活や林業体験などの様々な体験活動を通して、たくましく生きる力を培い、こころ豊かな青少年を育成



若者の自立を支える

(取り組み)

就業へのサポートと、出会い・結婚への支援を行い、未来を担う若者の自立を応援します。

16 若者の就業支援は

(ねらい) 安心して家庭を持つためには経済的な安定が必要です。このため、若年失業者やフリーター、ニートなど、若年者の社会的自立が難しい社会経済情勢を踏まえながら、魅力ある人材の育成や安定雇用対策を進め、若者の就業をサポートします。

(主な取り組み)

若者しごと倶楽部による就業支援の推進（産業労働部）

厳しい雇用環境におかれた若年失業者の就職支援を行うため、キャリアカウンセリングから職業紹介までのきめ細かな支援を行うワンストップサービス体制を提供

- ・職業ガイダンスや相談及び求職者各人の状況や課題に応じたカウンセリング、各種支援メニューのコーディネートを実施
- ・就職に関する適切な相談や関係団体のネットワークなどを活かした就職支援事業を行うサテライト施設を阪神地域及び播磨地域に設置し、地域における若年者就職支援サービスを提供
[就職者数：1,100人（20年度） 22～26年度：毎年度1,000人]

年長フリーター等就職支援事業の推進（産業労働部）

年長フリーターや日雇い派遣などの不安定就労の状況にある若者に対し、正規雇用への誘導を図るため、ハローワーク等と連携し、若年者と企業が直接接する機会となる企業面接会を実施

若年者就業機会促進事業（産業労働部）

新規求人の開拓や就職面接会の実施により新規卒者を含む若年者を中心とした就業機会の拡大を図るとともに、短期職場体験など求職者、企業側の双方がマッチングしやすい仕組みの構築を実施

ふるさと人材確保ネットワーク事業の推進（産業労働部）

但馬・丹波・淡路地域において、地域定着やリターンを進めること等により人材を確保し、地域の活性化を図るため、携帯メールマガジンの発行や大学・他自治体ホームページへのバナー広告など求人情報の発信を強化するとともに、市町、各地域団体とネットワークを構築し、求人求職のマッチング機能を強化

ひょうごニート支援ネットワークの推進（産業労働部）

社会性が低くひきこもりがちな若年無業者に対し、社会参加や就業意欲の向上を図るため、各種セミナーの開催や、工場見学、ボランティア等体験などを実施

- ・若年無業者本人・家族を含めた一体的支援セミナー・出張カウンセリングの実施

・「オープンファクトリー・ボランティア等体験」の実施

実習・座学連携養成事業(デュアルシステム)の実施(産業労働部)

姫路高等技術専門学院や民間の教育訓練機関、企業等において、座学訓練と実習訓練を組み合わせた実践的な職業訓練を行い、労働市場が求める職業能力習得や若年者のキャリア形成を支援
[参加者数：127人(平成20年度) 22~26年度累計目標：1,560人]

「ひょうご青少年者社会貢献キャリア認定制度」の推進(企画県民部)

企業等に働きかけ、子どもの健全育成等の社会貢献活動に参加した青少年がそのキャリアを就職活動に生かせるシステムを構築し、「社会の担い手」としての意識の高い人材の育成を図るとともに、青少年の健全育成を支える若い力・新しい力を醸成

17 出会い結婚の支援は

(ねらい) 34歳以下の独身男女の約9割が結婚に対する意欲を持ちながら独身にとどまっている中、新たな出会いの場づくりや、結婚に向けた交際を社会全体で応援する取り組みを推進します。

(主な取り組み)

ひょうご出会い支援事業の推進(健康福祉部)

「晩婚化・未婚化の進行」に対する取り組みとして、社会全体で結婚を支援するため、市町や公益団体等とも連携しながら、出会いサポートセンター、こうのとりの会による独身男女の出会いづくりを支援

[出会いイベント数：212回(22年1月12日) 22~26年度目標：毎年度250回]

婚活セミナーの開催(健康福祉部)

独身男女を対象とし、結婚・出産・家庭への意識啓発やコミュニケーション能力や交際マナー等の習得を内容とするセミナーを開催し、出会いから交際、成婚まで支援

こうのとりの大使縁結び交流会の活動支援の充実(健康福祉部)

各地域で出会い支援事業の普及啓発に取り組む「こうのとりの大使」相互の協力体制を構築するとともに、独身男女の出会いづくりを支援するため、県民局域ごとに大使が企画した縁結び交流会を実施

[大使委嘱人数：405人(21年11月) 26年度目標：1,200人]

若者に対する結婚・子育てへの意識向上(健康福祉部)

大学生や卒業後の独身男女等を対象に、乳幼児とのふれあいをはじめとした、結婚・子育ての楽しさや喜びが実感できる様々な機会づくりや広報活動を充実 など

18 結婚・子育てを支える住まいは

(ねらい) 結婚し、子育て生活を行っていくためには、広さにゆとりを持った住宅が必要です。このため、新たに住宅を求める新婚・子育て世帯に対し、快適な住環境を確保するための支援を行います。

(主な取り組み)

新婚・子育て世帯の県営住宅への優先入居の実施(県土整備部)

新婚・子育て世帯向けのゆとりある間取り(原則 3LDK 以上)の県営住宅に優先入居枠を設定し、住宅確保を支援

- ・新婚・子育て優先枠(結婚 2 年以内で 13 歳未満の子どもがいる世帯)
[募集戸数: 121 戸(20 年度) 26 年度目標: 120 戸]
- ・新婚・子育て定期借家住宅枠(結婚 2 年以内、13 歳未満の子ども同居世帯で 10 年を期限)
[募集戸数: 40 戸(20 年度) 26 年度目標: 40 戸]
- ・多子優先枠(18 歳未満の子ども 3 人以上の世帯)
[募集戸数: 12 戸(20 年度) 26 年度目標 30 戸]

住宅供給公社による特優賃ハッピー応援プランの実施(県土整備部)

過去 1 年以内に婚姻届を提出している新婚世帯や中学校入学前の子どもを扶養し、同居する世帯向けに家賃補助を行い、質の高い住宅を提供

- ・新婚ネオライフプラン: 申込日現在で過去 1 年以内に婚姻届を提出している新婚世帯、もしくは契約日以後 3 ヶ月以内に入籍もしくは入籍可能な新婚世帯
- ・子育て安心プラン: 契約時点で中学校入学前の子どもを扶養し、同居する世帯

子育て世帯向け民間住宅情報のホームページによる提供(県土整備部)

子育て世帯がスムーズに住宅を確保できるよう、子育て世帯の受け入れが可能な賃貸住宅や子育て世帯向けの一定基準を満たす中古住宅の情報をホームページ等で提供

- ・兵庫あんしん賃貸支援事業
子育て世帯を受け入れることとしている民間賃貸住宅(「あんしん賃貸住宅」)を県に登録し、登録情報をホームページ等で提供
- ・ひょうご中古住宅情報提供バンク事業
不動産流通団体とタイアップし、子育て世帯向けの一定基準(40 m²以上、2 居室以上、共用エレベーター、徒歩 10 分圏内に学校、公園等がある住宅)を満たす中古住宅の情報をホームページで提供



子育てと仕事の両立を支援する

(取り組み)

男女ともに働き方を見直し、子育てと仕事のバランスがとれた環境づくりを推進します。

19 子育てと仕事が両立できる職場環境づくりへ

(ねらい) 家族一緒に過ごす時間を充分持ちつつ、男女ともに働きがいを感じて仕事に取り組むなど、だれもが職場と家庭のどちらも大切に、バランスの取れた生活を送ることができるよう、企業や勤労者等と協働して職場環境づくりに取り組みます。

(主な取り組み)

ひょうご仕事と生活センター事業の推進(産業労働部)

男女ともに仕事と家庭の両立できる職場環境を整備し、「仕事と生活のバランス」実現への取り組みの全県的な推進・普及を図るため、「ひょうご仕事と生活センター」において、ワンストップ相談、相談員等派遣、研修企画・実施、ポータルサイト開設、情報誌発行、企業顕彰、育児・介護等離職者再雇用助成事業、中小企業育児休業・介護休業代替要員確保支援事業、一般事業主行動計画策定支援等を実施

[ワンストップ相談件数: 22~26年度目標: 年間 600 件]

[相談員派遣件数: 22~26年度目標: 年間 50 社]

中小企業育児休業・介護休業代替要員確保支援事業の実施(産業労働部)

中小企業が育児休業・介護休業取得者の代替要員を確保した場合に、その賃金の一部を助成することにより休業の取得を推進するとともに、休業者が職場復帰しやすい環境づくりを推進

[中小企業育児休業・介護休業代替要員確保支援事業助成件数: 22~26年度目標: 年間 100 件]

事業所内保育施設設置の推進(健康福祉部)

勤労者の子育てと仕事の両立や、企業の地域社会における子育て支援の推進のため、事業所内等に保育施設(3~9名)を設置する事業主等に対し、設置に要する経費の一部を助成

・事業所内設置型: 事業所の敷地内・近接地等への設置費を補助(限度額 750 万円)

・駅前等設置型: 事業所の最寄の駅前等に賃貸物件を活用し設置する場合、設置費に加え家賃分を補助(限度額 1,000 万円)

[施設数(事業所内+駅前等): 34 施設(22年1月) 26年度目標: 100 施設]

子育て応援協定締結企業等による取組の強化(健康福祉部)

安心して子どもを産み育てることができる環境整備に向けた取り組みや、地域における様々な子育て支援を行う企業・事業所、地域団体、職域団体等を支援するため、これらの企業、団体等と県が協定を締結し、社会全体での子育て支援を推進

[協定締結数: 570 社・20 団体(22年1月) 26年度目標: 1,000 社・50 団体]

労働環境対策事業の推進（産業労働部）

地域経済団体のコーディネート機能を活用し、地域の中小企業において、より働きやすい労働条件・職場環境整備の推進を図る共同取組を支援

職場でのパートナーシップ啓発事業の実施（産業労働部）

育児介護休業法や男女雇用機会均等法等の理解や職場の構成員が互いにパートナーとして能力が発揮できる職場づくりを進めるため、事業主、労務担当者、労働者等への意識啓発セミナーを実施

男女共同参画社会づくり協定の推進（企画県民部）

企業における両立推進や男女共同参画に向けた自主的な取組を支援するため、県との協定締結を実施

[協定締結数：452 事業所(21 年度 11 月末) 26 年度目標：640 事業所]

20 子育て後の再就業は

(ねらい) 子育て世代女性について、働きたい人と実際働いている人の割合に大きな差がある中、出産・子育てが落ち着いたあと、再び仕事に取り組みたい人たちに対し、就職相談やスキルアップ研修などの支援を行います。

(主な取り組み)

ひょうご女性チャレンジ支援プロジェクトの推進（企画県民部）

女性の継続就業や、結婚・出産を機に退職し再び就職や地域活動などにチャレンジする女性を総合的に支援するため、男女共同参画センター、19 市で開設している「女性チャレンジひろば」において、社会保険労務士等の資格を持つ女性相談員による専門的なアドバイスや情報提供、各種セミナーの開催等を実施

[「ひょうご女性チャレンジひろば」相談件数：2,593 件（20 年度） 26 年度目標：3,000 件]

育児・介護等離職者再雇用助成事業の実施（産業労働部）

出産、育児等を理由に離職した者が、元の職場で再び継続的なキャリアアップができる働き方を支援するため、対象者を再雇用した企業に対して奨励金を支給

[育児・介護等離職者再雇用助成件数：11 件（21 年度予定） 22～26 年度目標：年間 30 件]

再就業・在宅ワーク支援事業の推進（産業労働部）

育児等による離職者の再就業支援や自身のライフスタイルに合わせて就業可能な起業・在宅ワークへの支援を行い、仕事と家庭の両立に向けた多様な就業形態を推進

[セミナー受講者数：506 人（20 年度） 22～26 年度目標：年間 500 人]



“良きおせっかい社会”による家庭応援

(取り組み)

かけがえのないものを次代につなぐ思いを共有し、“良きおせっかい社会”による安心と協働の子育てを推進します。

21 かけがえのないものを次代につなぐ家庭・地域づくりへ

(ねらい) 核家族化により弱まってきた家庭の果たす役割の強化や、子育てや生命の大切さ等に対する理解を取りもどすため、ひょうご家庭応援県民運動や子どもたちが乳幼児とふれあう体験などを通じ、失ってはならないかけがえのないものを次代につなぐ意識を持った家庭づくりを推進します。

(主な取り組み)

ひょうご家庭応援県民運動の推進(企画県民部)

県民一人ひとりが家族・家庭の大切さを考え、きずなを深めるとともに、地域で家庭を支える多様な取組を進めるため、「ひょうご家庭応援県民運動」の展開を支援

- ・各家庭それぞれが話し合い、最もふさわしい日を「家族の日」として自主的に取り組む「家族の日」運動を普及啓発するため、「家族の日」をテーマにした写真コンクールなどの開催や啓発ポスターを作成
- ・家族のきずなを深めるきっかけづくりとなるような、企業、店舗等が提案する家族向けの特典・割引などの「家庭応援プラン」を広く県民に紹介するとともに、趣旨に賛同する企業、店舗等の企画提案を募集

[「家族の日」関連コンクール応募作品数：373 作品(21 年度) 26 年度目標：530 作品]

「おやじ元気プロジェクト」の推進(企画県民部)

「わが子の父親」としてだけでなく、地域で子育てを支援する「おやじ」としての力を高め、ネットワークづくりを支援

- ・アドバイザー派遣や親子体験イベントを通して「おやじ元気プログラム」を開発し、ホームページ等により発信
- ・「父親・おやじの会」の活動ノウハウ等の共有を図り、地域のネットワークづくりを支援する「おやじサミット」を開催

[「ひょうごおやじネットワーク」加入団体数：

14 団体(21 年 12 月) 26 年度目標：75 団体]

地域・家庭の伝統行事の普及推進(企画県民部)

節句行事やお祭りなど家庭や地域の伝統行事に、親子や家族と一緒に参加し、体験できる機会を提供

中高生向け親学習プログラムの活用推進(教育委員会)

親が子育てを楽しみ、親子がよりよい関係となるため、平成 18 年度に作成した親学習プログ

ラムの改善点をもとに、中高生を対象にした参加体験型の新プログラムを改訂し、授業で活用するほか、子育て学習支援センター等において、プログラムを実践

三世同居に資する住宅施策の展開（県土整備部）

県民のライフスタイルやライフステージ等に応じた多様な住宅供給の一環として、三世同居に資する住宅政策（新規住宅ストックの形成、既存ストックの活用、賃貸住宅の供給に関する事業）を展開

- ・長期優良住宅建築等計画認定事業

一定以上の面積、長期使用可能な構造、バリアフリー等の基準を満たす住宅を長期優良住宅として県が認定（国助成、住宅融資金利優遇、所得税控除等の特例あり）

- ・人生80年いきいき住宅助成事業

高齢者（60歳以上）等がいる世帯及び同居しようとする世帯の既存住宅におけるバリアフリー化工事に対し県と市町が助成

- ・特定優良賃貸住宅（住宅供給公社）における家賃補助（シルバー同居交流プラン）

親（65歳以上）と同居する世帯に対し、県等が行う家賃減額補助に加え、公社独自の家賃補助を上乗せ実施

など

22 “地域祖父母”の活躍を

（ねらい） 祖父母世代の持つ様々な子育ての知恵を父母世代に伝承していくため、経験豊富な高齢者や子育ての先輩たちが、“地域のじいじ、ばあば”等として子育て中の親子のサポート活動で活躍する仕組みづくりを推進します。

（主な取り組み）

地域“孫そだて”事業の推進（健康福祉部）

祖父母世代と親世代の子育て方法や知識のギャップを取り除き、祖父母世代が積極的に育児や地域の子育て支援に関わっていくきっかけづくりとして、現在の子育て事情・常識等や孫をはじめ地域の子どもたちへの様々な関わり方を学ぶ場を提供 など

- ・子育て支援NPO等によるセミナー等の開催

- ・シルバー人材センターによる親子を対象としたセミナーの開催や行政・大学等との協働による三世交流事業の実施

まちの寺子屋プロジェクトの推進（健康福祉部）

家庭の子育て力が低下している中、中高年世代をはじめ地域の大人たちの経験や知識を子育て支援に活かしていく仕組みづくりを推進

- ・地域の子育て支援に有益な知識・人材等を有する県内大学の協力を得て、子育て支援、子どもの発達・健康・食生活などについて学ぶ「まちの寺子屋師範塾」を開催

[まちの寺子屋師範塾実施大学数：18大学(21年度) 26年度目標：30大学]

- ・子どもたちに昔遊び、囲碁・将棋などの伝統文化体験、食の体験活動等を通じて社会のルールや礼儀作法などを伝える「まちの寺子屋」の開設を支援

[まちの寺子屋開設：63か所(22年2月) 26年度目標：240か所]

「ひょうご あそびの伝承プログラム」の普及推進（健康福祉部）

地域と家庭の子育て力アップを図るため、子どもたちに豊かな感性や社会性を育み、家族や多世代と一緒に遊ぶことができる「伝承あそび」（わらべうた・けん玉・あやとり等）を教えることのできる人材を育成するとともに、子どもやその保護者等へ「伝承あそび」の体験機会を提供
[ひょうご あそびの伝承師養成講座修了者数：26年度目標：1,108人]

23 大切な子どもと家庭を守るセーフティネットは

（ねらい） 虐待等から子どもを守るため、こども家庭センターを核に関係機関と協働した地域の見守りや虐待相談・事案対応のための体制整備を行います。また、DV対策の強化を行うとともに、親と一緒に暮らすことのできない子どもたちへの支援を推進します。

（主な取り組み）

児童虐待防止相談指導體制の整備（健康福祉部）

こども家庭センターの支援機能を一層充実するとともに、市町・関係機関とのネットワークを強化

- ・市町職員の研修、専門職員の全市町配置
- ・24時間ホットラインの運営
- ・在宅支援家庭のフォロー、施設退所後の子どものアフターケアの強化
- ・児童家庭支援センター（7か所）の充実

児童委員、児童養護施設・こども家庭センターの連携推進（オレンジネット）（健康福祉部）

児童委員等を対象とした専門研修、ケース連絡会の設置等により見守り・援助体制を整備

- ・子どもの個別援助・見守りシステムの強化、児童委員による担当区域の巡回相談活動の強化、児童虐待防止活動の通年実施

子育て応援ネットの推進（健康福祉部）

兵庫県地域女性団体ネットワーク会議の構成団体（18団体）青少年関係団体等が中心となって、市町ごとに推進母体を組織し、各小学校区で子育て家庭応援推進員等が子どもの登下校時の見守り、声かけや子育て相談、子育てイベント等を行う子育て家庭応援運動を展開するとともに、子育て家庭の親子が発するシグナルやSOS（虐待・育児不安等）をキャッチして、関係機関につなぐSOSキャッチ活動を推進

[子育て家庭応援推進員数：1,647人(21年12月) 26年度目標：3,000人]

DV対策の体制の強化（健康福祉部）

DV対応専門アドバイザーの市町への派遣等により、身近な市町の相談支援体制を強化

[市町配偶者暴力対策基本計画：2市町(21年11月) 26年度目標：41市町]

DV被害者支援事業の拡充（企画県民部、健康福祉部）

NPO等と連携し、デートDVをはじめDV被害者への切れ目のない支援対策を推進

- ・大学等におけるDV防止講座の開催、地域団体・NPOと協働した啓発事業
- ・DV被害者へのワンストップかつ機動的な支援策の検討

[一時保護委託施設の拡充：20 施設 26 年度目標：27 施設]

清水が丘学園における子育て支援機能の充実(健康福祉部)

ここに深く傷を負った子どもに心理療法、生活支援、学校教育の一体的・集中的な支援を行う機能強化とともに外来相談等の全県拠点施設機能を拡充

児童養護施設等社会的養護体制の充実(健康福祉部)

施設等で生活する子どもたちがすこやかに育つための良好な養育環境の整備と質的向上

- ・児童養護施設等の施設整備及び設備整備に対する助成
- ・より家庭的な雰囲気でのケアできる施設(生活単位)の小規模化、居室改修による学習環境等の整備、小規模グループケアの導入推進
- ・個々の子どもに応じてきめ細かなケアを行う専門職員の配置の推進
(心理療法担当職員、被虐待児や発達障害児への個別対応職員、親指導や家庭との調整を担うファミリーソーシャルワーカー等)
- ・施設職員のスキルアップを図る体系的な研修の実施
- ・身近な地域で利用できる施設の子育て支援機能の拡充(子育ての専門相談、家庭訪問指導等)
- ・里親里子の交流、研修・養育相談事業など、家庭的養護を担う里親の支援の充実
- ・社会的養護に対する県民の理解と支援を促す普及啓発の推進

24 安心のまちづくりは

(ねらい) 子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう、地域や学校、関係機関が連携し、犯罪や非行から子どもたちを守る取り組みを行います。また、地域のだれもが顔見知りとなるよう、地域コミュニティの再生を推進するとともに、妊婦や親子が安心して生活できるユニバーサルな社会基盤づくりを推進します。

子どもたちの安全を守る

(主な取り組み)

地域安全まちづくりの推進(企画県民部)

地域における犯罪発生を防止するため、警察と連携し、「まちづくり防犯グループ」の活動の活性化など地域住民を中心とする県民各層による自主的な防犯活動を支援

- ・地域安全まちづくり活動を先導するとともに、活動グループの連携、交流や警察等関係機関との調整を行う「地域安全まちづくり推進員」を委嘱

[地域安全まちづくり推進員委嘱数：1,651 人(21 年 11 月) 26 年度目標：2,500 人]

少年サポートセンターの運営(県警本部)

少年相談活動、街頭補導活動、継続補導活動、情報発信活動、被害少年支援活動など地域と連携した少年非行防止活動を県下 12 か所で実施

・受付時間 : 平日 9:00 ~ 17:30

「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進（企画県民部）

ひょうご交通安全憲章の理念に基づき、広く県民一人ひとりに交通安全思想及び交通モラルの高揚を図るとともに、思いやりのある交通行動の実践を習慣付け、県民の参画と協働のもとに交通事故のない「元気で安心・安全な兵庫づくり」を目的に、県民運動を展開

- ・交通弱者である学童等に対し、正しい横断歩道の渡り方や自転車の正しい乗り方等について交通安全教室を開催
- ・子ども、大人、高齢者の3世代が集合し、歩行中・自転車・自動車乗用中の交通安全講習会や自転車運転の模擬体験をはじめとした参加体験実践型の「3世代交通安全フェア」を開催

薬物乱用防止対策の啓発（健康福祉部）

薬物乱用防止指導員などによる地域での啓発活動や学校での薬物乱用防止教育を支援

地域コミュニティの拠点づくりは

（主な取り組み）

県民交流広場事業の推進（企画県民部）

概ね小学校区単位の暮らしに身近なコミュニティを舞台に、県民一人ひとりが子育てをはじめとした様々な地域課題に取り組むことができるよう、活動の場の整備と活動の立ち上げを支援

コミュニティ応援隊の派遣等によるコミュニティ担い手の育成支援（企画県民部）

子育て支援活動などを地域で行う拠点・コミュニティとして大きな役割を果たしている県民交流広場において活躍する人材育成を推進

- ・団塊世代やシニアが、高齢者大学等で学んだことや長年の社会生活を通じて培われた知識や経験・ノウハウを広場運営に活かすため、広場とのコーディネートや参加のきっかけづくりを支援
 - ・広場の運営充実や様々な課題解決のための分野別学習支援のため、専門家・アドバイザーから構成される「コミュニティ応援隊」を各広場へ派遣
- [コミュニティ担い手育成人数：26年度目標：25,000人]

こころ豊かな人づくり500人委員会の開設（企画県民部）

次代を担う青少年育成活動や魅力ある地域づくり活動の担い手となる人たちの「学習と実践の場」を創出し、青少年育成活動等への幅広い県民の参画と協働を推進

安心のユニバーサル社会を

（主な取り組み）

ユニバーサル社会づくり実践モデル地区の整備推進（県土整備部）

市町が住民や企業・団体等と協働して、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化等まちづ

くりを総合的に実践する取り組みとして、市町区域の一部をモデル地区に指定し重点的に支援
[ユニバーサル社会づくり実践モデル地区指定：17地区（20年度） 22年度目標：20地区]

公共交通のバリアフリー化の推進（県土整備部）

公共性の高い鉄道駅舎へのエレベーター等の設置やノンステップバス等の導入に対して補助を実施

みんなの声かけ運動の推進（健康福祉部）

障害者、高齢者、妊婦、小さな子ども連れの人をはじめ、だれもがまちなかで困っているときにみんなが声をかけて助け合う「みんなの声かけ運動」を展開

[みんなの声かけ運動推進員数：3,654人（20年度） 26年度目標：5,600人]

25 子育てを大切にす社会への協働

（ねらい） みんなで子どもたちと子育てを支える“良きおせっかい社会”の中心となる取り組みとして、地域の団体・NPO、大学、店舗などが得意分野を活かして取り組む、社会全体による協働の子育て支援を推進します。

（主な取り組み）

「仕事と生活の調和と子育て支援に関する三者合意（ひょうご子ども未来三者合意）」及び「『仕事と生活のバランス』ひょうご共同宣言」に基づく事業展開（産業労働部）

連合兵庫、兵庫県経営者協会、県の三者に兵庫労働局を加えた四者が協働し、仕事と生活のバランスの推進に向けた取り組みを推進

「大学コンソーシアムひょうご神戸」との子育て支援協定に基づく協働の拡充（健康福祉部）

大学等の持つ資源を生かした子育て支援の取り組みを実施

- ・まちの寺子屋師範塾(再掲)
- ・キッズ・オープンキャンパス
- ・子育て支援フォーラム

地域団体、職域団体、NPO等との協働事業の展開（健康福祉部）

各々の「専門性」「独自性」を活かした協働事業の実施により、社会全体で子育て支援に取り組むための仕組みづくりを支援

- ・県医師会との協働事業（再掲）
- ・いずみ会との協働事業（ひょうご元気アップこども食育事業）
- ・愛育連合会との協働事業（「初めての子育て」応援事業）
- ・大学生協神戸事業連合との協働事業（大学連携「婚育」推進事業）
- ・JCB兵庫ブロック協議会との協働事業（子どもシンポジウム）
- ・地域子育て力アップ支援事業（団体・NPOの子育て支援事業を助成）
- ・子育て応援協定締結団体等による体験事業の実施（再掲）

ひょうご子育て応援の店事業の推進（健康福祉部）

子育て世帯を社会全体で応援するため、協賛店舗を募り利用者への割引サービス等を実施
[店舗数：3,201 店舗(22 年 1 月) 26 年度目標：3,500 店舗]

NPO と行政の子育て支援会議への支援（健康福祉部）

子育て支援を行う NPO・グループ等と行政が協働した「NPO と行政の子育て支援会議」を通じて、子育てボランティア活動などの一層の広がりを支援
[会員登録数：153 団体(22 年 1 月末) 26 年度目標：300 団体]

市町ボランティア活動支援の推進（企画県民部、健康福祉部）

全県拠点であるひょうごボランティアプラザを通じて、子育て支援をはじめとする県内市町のボランティア活動を支援する市町ボランティアセンター活動の拡大や地域ネットワークの拡充を支援

< 参考 > 子育て等に関する相談事業一覧

分野	事業名	内容	実施機関・電話番号	面接	電話	相談時間
子育て 相談	児童相談	児童全般に関する相談 (対応者：児童福祉司等)	中央こども家庭センター 078-923-9966 洲本分室 0799-26-2075 西宮こども家庭センター 0798-71-4670 尼崎駐在 06-6423-0801 川西こども家庭センター 072-756-6633 丹波分室 0795-73-3866 姫路こども家庭センター 079-297-1261 豊岡こども家庭センター 0796-22-4314 神戸市こども家庭センター 078-382-2525			平日 9:00～17:00
	幼児教育（子育て）相談	乳幼児期の子育て等に関する不安や悩みに対する相談 (対応者：教員・保育士OB等)	県立こどもの館 079-266-4133			9:30～17:00 (火曜、月の末日除く)
	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後4ヶ月までの乳児がいる家庭を訪問 (対応者：保健師、助産師、看護師等の専門職、民生児童委員、母子保健推進員等)	市町母子保健担当課	(訪問)		-
	市町児童家庭相談	子どもと家庭のさまざまな問題について相談 (対応者：家庭相談員)	市町児童家庭相談窓口			各市町へお問い合わせください
	まちの子育てひろば	子育ての悩みについて相談 (対応者：保育士、看護師、栄養士等)	実施場所については県少子対策課 (078-362-4185)へお問い合わせください			各ひろばへお問い合わせください
	地域子育て支援拠点	子育ての悩みについて相談 (対応者：保育士、看護師、栄養士等)	実施場所については各市町子育て支援担当課へお問い合わせください			各市町へお問い合わせください
	子育て相談事業（保育所）	子育て相談や親子交流を実施 (対応者：保育士)	民間保育所 (実施園については県児童課 (078-362-3199)へお問い合わせください)			各保育所にお問い合わせください
保健・ 医療	小児救急医療電話相談		兵庫県ナースセンター（県看護教育センター内） #8000 ダイヤル回線、IP電話、市外局番 06・072の方 078-731-8899			平日・土曜 18:00～24:00 日曜・祝日・年末年始 9:00～24:00
	地域小児救急医療 電話相談	こどもの急病時等における医療相談 (対応者：看護師)	神戸圏域 078-858-1111			平日 18:00～翌9:00 土日祝日 24時間
			北播磨圏域 0794-62-1371			18:00～22:00 (年末年始・祝日除く)
			淡路圏域 0799-22-1200			平日・土曜 18:00～翌9:00 日祝日 24時間
			阪神南圏域 06-6436-9988			平日 21:00～24:00 土日祝日 16:00～24:00
			阪神北圏域 072-770-9981			平日 20:00～翌7:00 土曜日 15:00～翌7:00 日祝日 9:00～翌7:00

分野	事業名	内容	実施機関・電話番号	面接	電話	相談時間
保健・医療	妊産婦及び乳幼児相談	妊娠、出産、育児に関する相談	市町母子保健担当課			各市町へお問い合わせください
	新生児訪問	新生児の保護者に対して、育児上必要な保健指導・相談 (対応者：保健師、助産師等)	市町母子保健担当課	(訪問)		各市町へお問い合わせください
	乳幼児健康診査 (3～4か月児) (1歳6か月児) (3歳児)	医師、歯科医師等による総合的健康診査や発育・発達、歯科、栄養等の必要な保健指導	市町母子保健担当課			各市町へお問い合わせください
	まちの保健室(健康相談、子育て相談)	身近な場所に「まちの保健室」を開設し、相談等の支援 (対応者：看護師等)	兵庫県看護協会 078-341-0255			県看護協会へお問い合わせください
	不妊専門相談	不妊の悩みや不妊治療等の相談	県健康増進課(相談場所：兵庫県立男女共同参画センター) 予約専用電話 078-360-8554 相談専用電話 078-360-1388			面接【完全予約】 第2土曜・第4水曜 電話相談 第1・3・4土曜
障害	ひょうご発達障害者支援センター(クローバー)	発達障害児の家族に対し、相談や養育、就労支援 (対応者：専門相談員)	ひょうご発達障害者支援センタークローバー 0792-54-3601			9:00～17:00 (土日祝除く)
			加西ランチ 0790-48-4561			
芦屋ランチ 0797-22-5025						
豊岡ランチ 0796-37-8006						
ひょうご学習障害相談室	LD、ADHD、高機能自閉症等の学習・生活指導等 (対応者：専門相談員)	県立特別支援教育センター 078-222-3604			平日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:00	
児童虐待・DV	児童虐待防止24時間ホットライン	児童虐待に関する相談・通報 (対応者：専門相談員等)	中央こども家庭センター 078-921-9119			24時間
			西宮こども家庭センター 0798-74-9119			
			川西こども家庭センター 072-759-7799			
姫路こども家庭センター 079-294-9119						
豊岡こども家庭センター 0796-22-9119						
神戸市こども家庭センター 078-382-2525 (夜間休日相談) 078-382-1900						
子育て応援ネット	女性団体、青少年団体等による見守り、声かけ、子育て相談	県内の女性団体、青少年団体				
配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力に対する相談	県立女性家庭センター 078-732-7700			9:00～21:00	
学校・こころの悩み	福祉ダイヤル相談(子どものこころの119番)	心の悩みや不登校問題を中心に心の悩みの相談 (対応者：精神科医)	清水が丘学園 078-943-0501			平日 10:00～17:00
	ひょうごっ子悩み相談(ひょうごっ子いじめ相談24時間ホットライン)	いじめや不登校など、児童生徒の悩みや子どもの教育に関する悩みの相談 (対応者：専門相談員・臨床心理士)	ひょうごっ子悩み相談センター 0120-783-111			電話 9:00～21:00 面談 平日 9:00～17:00
	夜間教育相談(ひょうごっ子いじめ相談24時間ホットライン)	夜間専用のいじめ等教育に関する悩み相談(午後9時～午前9時) (対応者：専門相談員)	0795-42-6559			21:00～翌9:00

分野	事業名	内容	実施機関・電話番号	面接	電話	相談時間
	教育相談窓口	中立的な立場から面接により助言を行う (原則予約) (対応者: 学校支援チーム相談員等)	阪神教育事務所 0798-23-2120			第3金曜日(8月・3月は第1金曜日) 14:00~16:00
			宝塚教育振興室 0797-85-9053			第3月曜日(休日の場合は翌日) 14:00~16:00
			播磨東教育事務所 079-421-0115			第2金曜日 13:00~15:30
			加東教育振興室 0795-43-0065			第3木曜日 13:00~15:30
			播磨西教育事務所 079-224-1152			第2火曜日(5月・8月は第4火曜日) 13:00~15:30
			光都教育振興室 0791-58-2326			第2金曜日 10:00~12:00、 13:00~15:00
			但馬教育事務所 0796-24-1520			第2水曜日 13:00~15:00
			丹波教育事務所 079-552-6059			第2月曜日(休日の場合は翌日) 9:30~11:30
			淡路教育事務所 0799-22-4152			第2月曜日(10月1月は第3月曜日) 13:00~15:00
			学校・こころの悩み			少年相談室「ヤングトーク」
少年サポートセンター	非行や交友・学校問題等、少年の悩み困り事 (対応者: 警察官、少年補導員)	神戸東部少年サポートセンター 078-841-6360 神戸中央少年サポートセンター 078-341-5988 神戸西部少年サポートセンター 078-578-4395 神戸垂水少年サポートセンター 078-707-3344 神戸北部少年サポートセンター 078-582-4537 西宮少年サポートセンター 0798-35-3875 尼崎少年サポートセンター 06-6427-4651 阪神北少年サポートセンター 072-784-7820 明石少年サポートセンター 078-924-9535 東播少年サポートセンター 079-454-3364 姫路少年サポートセンター 079-285-4668 姫路南少年サポートセンター 079-237-1233				平日 9:00~17:30
スクールカウンセラーの設置	児童や生徒に対する心のケアのほか、教職員や保護者への助言 (対応者: スクールカウンセラー)	公立中学校 公立小学校				各小・中学校にお問い合わせください
就業	ひょうご・しごと情報広場	若者しごと倶楽部(ジョブカフェひょうご) 大学生、若年失業者、39歳までの不安定就労者を対象とした就職相談 (対応者: 相談員)	ひょうご・しごと情報広場 若者しごと倶楽部 078-366-3731 サテライト阪神 06-6426-1505 サテライト播磨 079-423-2355			平日 10:00~19:00 平日(第2・3水休み) 10:00~18:00 平日 9:00~17:00
		総合相談窓口 再就職、キャリアアップに関する相談 (対応者: 相談員)	ひょうご・しごと情報広場 078-360-6216			平日 10:00~19:00
	ハローワーク(公共職業安定所)	就職に関する相談やアドバイス、情報提供 (対応者: 専門職員)	神戸公共職業安定所 078-362-8609 ほか県下21箇所			平日8:30~19:00 土曜10:00~17:00 (神戸以外は各ハローワークにお問い合わせください)
子育て中及び就職を希望している女性の就職相談 (対応者: 専門職員)		マザーズハローワーク三宮 078-231-8603			平日10:00~19:00 土曜10:00~17:00	

第5章 数値目標

1 ひょうご子ども未来プラン(H17～21年度)の数値目標と達成状況

“ひょうご子ども未来プラン”では、主な施策について数値目標を掲げ、施策展開を図ってきました。平成20年度までの目標達成状況は、目標達成項目22項目、ほぼ目標達成項目(90%以上)10項目となっており、概ね目標を達成しています。

項目		17～20年度の進捗状況			21年度		
		目標	実績	達成率	実績(11月末)	21年度目標	現時点での達成率
1 未来の親づくりへの支援							
ひょうご出会い支援事業イベント回数	回/年	120	419	349.2	173	48	360.4
不妊治療への支援(体外受精・顕微授精に対する助成)	件/年	5,600	5,549	99.1	1,051	1,600	65.7
兵庫しごとカレッジシステムによるキャリアアップの推進	人(累計)	10,000	15,201	152.0	18,800	10,000	188.0
「ものづくり大学校」ものづくり人材の育成	人/年	11,600	11,690	100.8	2,056	5,000	41.1
若者しごと倶楽部利用者の就職者数 (参考)若者しごと倶楽部新規求職登録数	人/年	3,950	4,182	105.9	843	1,160	72.7
2 子どもを生み育てることへの支援							
私立幼稚園幼児教育相談所開設園数	園(累計)	228	200	87.7	200	235	85.1
保育所定員増加人数	人(累計)	2,800	4,249	151.8	5,359	3,300	162.4
延長保育実施施設数	か所(累計)	420	405	96.4	456	440	103.6
休日・夜間保育実施施設数	か所(累計)	25	18	72.0	20	30	66.7
病児病後児保育事業実施か所数(病後児保育)	か所(累計)	26	33	126.9	28	28	100.0
子育てショートステイ事業実施か所数	か所(累計)	38	36	94.7	36	39	92.3
私立幼稚園預かり保育実施園数	園(累計)	205	203	99.0	206	205	100.5
私立幼稚園長時間等預かり保育実施園数	園(累計)	55	53	96.4	54	60	90.0
放課後児童クラブ設置数	か所(累計)	590	716	121.4	751	617	121.7
放課後子ども教室	か所(累計)	-	281	-	361	-	-
一時・特定保育実施施設数	か所(累計)	240	203	84.6	229	260	88.1
わくわく保育所	か所(累計)	100	100	100.0	87	87	100.0
わくわく幼稚園	園(累計)	170	146	85.9	154	202	76.2
子育て応援ネット(子育て家庭応援推進員)	人(累計)	1,737	1,613	92.9	1,645	2,000	82.3
まちの子育てひろば実施か所数	か所(累計)	1,643	1,886	114.8	1,932	1,663	116.2
子育て応援企業との協定締結の拡大	企業(累計)	110	443	402.7	550	160	343.8
ファミリーサポートセンターの市町への設置	市町(累計)	23	26	113.0	26	25	104.0
私立幼稚園親子学級開設園数	園(累計)	188	183	97.3	183	188	97.3
事業所内小規模保育施設の設置助成	か所(累計)	8	23	287.5	33	10	330.0
男女共同参画推進員(企業・労組)の拡充	人(累計)	720	866	120.3	1,064	720	147.8
男女共同参画社会づくり協定締結事業所の拡大	事業所(累計)	150	352	234.7	452	175	258.3
再就業支援セミナー参加者数	人/年	1,500	1,769	117.9	405	500	81.0
農村女性の起業件数	件(累計)	245	267	109.0	267	252	106.0
3 子どものすこやかな育ちへの支援							
1歳6か月児、3歳児健診受診率	%	98	96	97.4	95.5	99	96.5
まちの保健室	か所(累計)	520	559	107.5	569	537	106.0
要保護児童対策地域協議会設置市町数	市町(累計)	41	41	100.0	41	41	100.0
DV対策(一時保護委託先)	施設(累計)	20	20	100.0	20	20	100.0
まちづくり防犯グループの結成支援	G(累計)	2,600	2,352	90.5	2,351	2,600	90.4
農林水産体験ファーム参加人数	人/年	1,700	1,494	87.9	200	300	66.7
体験型環境学習・教育参加者数	人/年	103,000	147,279	143.0	99,589	32,000	311.2
子どもの冒険ひろばの展開	か所(累計)	360	428	118.9	428	360	118.9
若者ゆうゆう広場の展開	か所(累計)	50	43	86.0	43	50	86.0
利用者の多い駅舎のバリアフリー化99%作戦	駅(累計)	160	153	95.6	153	166	92.2
子育て世帯の県営住宅優先入居枠の拡大	戸(累計)	60	161	268.3	147	80	183.8

2 平成 26 年度までに達成すべき数値目標

幅広い分野で計画的に少子対策を推進するため、平成 26 年度までに達成すべき目標として次の数値目標を掲げます。

(項目に(累計)と記載のないものは年間)

項 目		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
子どもを産み育てる	1 安心のマタニティライフへ					
	総合周産期母子医療センター設置数(累計)	1機関	1機関	1機関	2機関	2機関
	妊婦健康診査費公費負担(14回かつ98,000円以上)実施市町数	18市町	26市町	34市町	41市町	→
	両親学級等父親も含めた妊娠中の教室を実施している市町数	29市町	32市町	35市町	38市町	41市町
	2 不妊に悩む夫婦への支援は					
	不妊治療(体外受精・顕微授精)の助成件数	1,620件	1,650件	1,680件	1,710件	1,710件
	3 出産直後の支援は					
	乳児家庭全戸訪問事業 実施市町数	41市町	→			→
	育児支援家庭訪問事業 実施市町数	30市町	33市町	36市町	39市町	41市町
	産後うつの早期発見と支援に取り組んでいる市町数	33市町	36市町	38市町	40市町	41市町
	4 親子の仲間づくりと子育て相談					
	まちの子育てひろば設置数	1,940か所	1,960か所	1,980か所	2,000か所	→
	地域子育て支援拠点設置数(ひろば型・センター型)	154か所	161か所	169か所	176か所	184か所
	まちの保健室設置数	569か所	→			→
	5 基本的生活習慣を取り戻す					
	市町食育推進計画の策定市町数(累計)	21市町	26市町	33市町	41市町	→
	学校給食での県産品使用割合	25%	26%	27%	28%	29%
	ひょうご食育推進事業の推進による全公立小・中・特別支援学校での年間指導計画策定校割合	100%	100%	100%	100%	100%
	6 親の子育てカアッブを応援					
	乳幼児子育て応援事業の民間保育所実施か所数	241施設	341施設	441施設	500施設	→
	乳幼児子育て応援事業の私立幼稚園実施園数	149園	191園	233園	→	→
	「わくわく親ひろば」の開催数	150回以上	150回以上	150回以上	150回以上	150回以上
	健診などを活用した子どもの事故予防強化事業の実施市町数	37市町	39市町	41市町	→	→

項 目		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
子どもの成長を支える	7 保育所整備等の確実な推進を					
	保育所定員増加人数(累計)	2,000人	2,700人	3,400人	4,100人	4,800人
	延長保育実施施設数	583か所	588か所	593か所	598か所	603か所
	休日・夜間保育実施施設数	22か所	23か所			→
	私立幼稚園預かり保育実施園数	206園	207園	208園	209園	210園
	私立幼稚園長時間等預かり保育実施園数	60園				→
	病児・病後児保育の実施市町数	31市町	34市町	37市町	41市町	→
	8 すべての子どもたちのための保育などのサービスを					
	認定こども園数(累計)	34施設	50施設	65施設	80施設	100施設
	一時・特定保育実施施設数	393か所	397か所	401か所	405か所	409か所
	わくわく幼稚園実施園数	202園				→
	放課後子ども教室の開設校区	ニーズのあるすべての小学校区での開設 (21年度361か所(政令市・中核市含む)で開設(開設校区割合:44.8%))				
	放課後児童クラブの開設校区	709校区	715校区	721校区	727校区	→
	ファミリーサポートセンターの実施市町数	26市町	27市町	29市町	31市町	32市町
	子育てショートステイ事業実施市町数	33市町	36市町	38市町	40市町	41市町
	9 子どもたちのための安心の医療へ					
	小児救急医療電話相談窓口の実施圏域数(累計)	9圏域			→	10圏域
	10 障害児への支援は					
発達障害者支援センター及びランチの整備(累計)	5か所	6か所			→	
11 子育てを応援する経済的支援は						
多子世帯保育料軽減事業の実施市町数	全市町での実施 →					
豊かな人間性を育む	12 学校教育での様々な体験活動は					
	環境体験事業(小3)の実施	全公立小学校での実施 →				
	自然学校(小5)の全公立小学校での実施	全公立小学校での実施 →				
	わくわくオーケストラ教室(中1)の全公立中学校での実施	全公立中学校での実施 →				
	トライやる・ウィーク(中2)の実施	全公立中学校、中等教育学校、市立特別支援学校(中等部)で実施				
	「ひょうごの匠」ものづくり体験事業による中学生体験生徒数	2,200人	2,200人	2,200人	2,200人	2,200人

項 目		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
豊かな人間性を育む	13 地域における体験の場づくりを					
	子どもの冒険ひろばの利用者数(H21からの累計)	140千人	210千人	280千人	350千人	420千人
	若者ゆうゆう広場の利用者数(H21からの累計)	200千人	300千人	400千人	500千人	600千人
	地域スポーツ活動支援事業「スポーツクラブ21ひょうご」会員数(累計)	38.5万人	40万人			→
	「ものづくり大学校」体験施設におけるものづくり体験者数(H22, H23はひょうごの技体験講座)	300人	300人	7,000人	15,000人	15,000人
	「ひょうご子ども・若者応援団」事業による登録資源と青少年団体等のニーズとのマッチング件数(H21からの累計)	100件	150件	200件	250件	300件
	14 確かな学力の確立や豊かな心の充実へ					
	「兵庫型教科担任制」の小学校での導入校数(累計)	242校	400校	全校を対象に実施 →		
	学ぶ習慣の定着を図る「学習タイム」の週4回以上の実施小学校割合	80%	90%	100%		→
	学ぶ習慣の定着を図る「学習タイム」の週4回以上の実施中学校割合	90%	95%	100%		→
	15 子どもたちの心を支えるシステムは					
	神出学園・山の学校の本コース修了者数及び学外者支援プログラム(人生まなび塾、1日交流体験等)体験者数(施設開設時からの累計)	1,400人	1,800人	2,200人	2,600人	3,000人
	スクールカウンセラーの公立中学校、中等教育学校への配置	全公立中学校、中等教育学校へ配置 →				
	スクールカウンセラーの公立小学校への配置	70校	70校	70校	70校	70校
思春期保健事業実施市町数	26市町	30市町	34市町	38市町	41市町	
若者の自立を支える	16 若者の就業支援は					
	若者しごと倶楽部及びサテライトによる就職支援による就職人数	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人
	実習・座学連携養成事業(デュアルシステム)参加者数(累計)	520人	780人	1,040人	1,300人	1,560人
	緊急雇用就業機会創出事業、ふるさと雇用再生事業による雇用者数(累計)	7,341人	10,201人	(事業終了)		
	17 出会い結婚の支援は					
	ひょうご出会いサポートセンター、このとりの会による出会いイベント開催数	250回	250回	250回	250回	250回
	このとり大使委嘱人数(累計)	800人	900人	1,000人	1,100人	1,200人
	18 結婚・子育てを支える住まいは					
	子育て世帯の県営住宅優先入居枠数の確保	160戸				→

項 目		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
子育てと仕事の両立を支援する	19 子育てと仕事が両立できる職場環境づくりへ					
	ひょうご仕事と生活センターによる相談員派遣件数	50社	50社	50社	50社	50社
	ひょうご仕事と生活センターにおけるワンストップ相談件数	600件	600件	600件	600件	600件
	ひょうご仕事と生活センターによる中小企業育児休業・介護休業代替要員確保支援事業助成件数	100件	100件	100件	100件	100件
	事業所内保育施設整備補助件数(累計)	50施設	62施設	75施設	87施設	100施設
	子育て応援協定の締結企業数(累計)	700企業	780企業	860企業	930企業	1,000企業
	子育て応援協定の締結団体数(累計)	30団体	35団体	40団体	45団体	50団体
	男女共同参画社会づくり協定の締結事業所数(累計)	480事業所	520事業所	560事業所	600事業所	640事業所
	20 子育て後の再就業は					
	ひょうご仕事と生活センターによる育児介護等離職者再雇用助成件数	30件	30件	30件	30件	30件
再就業支援セミナー参加者数	500人	500人	500人	500人	500人	
「ひょうご女性チャレンジひろば」相談件数	2,600件	2,700件	2,800件	2,900件	3,000件	
「良きおせっかい社会」による家庭応援	21 かけがえのないものを次代につなぐ家庭・地域づくりへ					
	「ひょうごおやじネットワーク」への加入団体数(累計)	15団体	30団体	45団体	60団体	75団体
	「家族の日」関連コンクールの応募作品数	410作品	440作品	470作品	500作品	530作品
	22 “地域祖父母”の活躍を					
	まちの寺子屋開設数(累計)	80か所	120か所	160か所	200か所	240か所
	ひょうごあそびの伝承師養成講座修了者数(累計)	388人	568人	748人	928人	1108人
	23 大切な子どもと家庭を守るセーフティネットは					
	要保護児童地域対策協議会設置市町数(累計)	41市町				→
	児童家庭支援センター(累計)	7施設				→
	児童相談専門職員の配置市町数	39市町	40市町	41市町		→
	子育て応援ネット推進事業による子育て家庭応援推進員数(累計)	2,000人	2,300人	2,600人	3,000人	→
	配偶者暴力一時保護委託施設数	22施設	24施設	26施設	27施設	→
	市町配偶者暴力対策基本計画策定市町数(累計)	10市町	20市町	30市町	41市町	→
	24 安心のまちづくりは					
	地域安全まちづくり推進員委嘱数	2,350人	2,500人	2,500人	2,500人	2,500人
	「コミュニティ応援隊の派遣」及び「団塊世代、シニアの広場デビュー支援事業」によるコミュニティの担い手育成人数(累計)	10千人	15千人	20千人	25千人	25千人
	1日の乗降者数5,000人以上の鉄道駅舎のバリアフリー化率	96.5%	97.1%			→
	みんなの声かけ運動の推進員数(累計)	4,280人	4,610人	4,940人	5,270人	5,600人
	25 子育てを大切にする社会への協働					
	「ひょうご子育て応援の店」店舗数(累計)	3,300店舗	3,350店舗	3,400店舗	3,450店舗	3,500店舗
NPOと行政の子育て支援協議会会員登録数(累計)	180団体	210団体	240団体	270団体	300団体	

第6章 推進体制（新ひょうご子ども未来プランのフォローアップ）

(1) 兵庫県少子対策本部による少子対策の推進

関連する部局間が連携し、全庁をあげて着実な取り組みを図るため、平成17年8月に知事を本部長とする「兵庫県少子対策本部」を設置し、少子対策・子育て支援を総合的に推進しています。

また、各県民局にも「県民局少子対策本部」を設け、県民局独自の対策など、地域に応じた少子対策を効果的に推進します。

(2) 新ひょうご子ども未来プラン推進協議会による取組評価と年度プログラムへの反映等

みんなで子どもたちと子育てを支える“良きおせっかい社会”の協働の取組基盤として、地域団体・NPO、企業・職域団体、学識等の様々な主体からなる「新ひょうご子ども未来プラン推進協議会」を設置し、各種協働の取り組みを推進するとともに、プランの取り組みについて評価を行い、毎年度のプログラムのなかに反映していきます。

また、各県民局単位でも「地域子ども未来プラン推進協議会」により各種施策の周知や地域課題の意見交換等を行い、地域性に応じた少子対策を推進していきます。

(3) 各年度ごとの行動プログラムの策定

「新ひょうご子ども未来プラン」を計画的に推進するため、前年度の取り組み状況等を評価・検証のうえ、毎年度、行動プログラムを策定します。行動プログラムには事業概要に加え、予算額、担当課室等を記載し、県民にわかりやすく情報提供をします。

(4) リレートークによる県民へのプランの普及と協働の取り組みの推進

多くの県民に対し、直接、県の取り組みを語りかけ新プランの普及を図るとともに、少子対策・子育て支援にかかる幅広い意見をいただき、今後の施策展開に反映させるために、県内各地域で様々な団体やグループと協働して順次開催していきます。

(5) 県・市町少子対策協働会議の開催

市町・県民局・本庁関係課が一堂に会し、それぞれの取り組み状況の事例報告や意見交換などを通じて相互の連携等を図る会議を設置し、市町の先導的な取り組みの支援を行うなど、県と市町が協働して少子対策・子育て支援策を推進します。

< 参考 >

新ひょうご子ども未来プラン策定協議会委員名簿(50音順)(会長)

氏 名	職 名
伊 藤 篤	神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授
岩 成 孝	兵庫県連合自治会会長
臼 井 里 佳	兵庫県愛育連合会会長
大 森 綏 子	(社)兵庫県看護協会会長
岡 部 喜久男	兵庫県P T A協議会会長
川 田 長 嗣	(社)兵庫県私立幼稚園協会理事長
加 納 多恵子	兵庫県民生委員児童委員連合会会長
北 野 美智子	兵庫県連合婦人会会長
栗 原 高 志	(財)兵庫県青少年本部理事長
小 崎 恭 弘	神戸常盤大学短期大学部幼児教育学科准教授
小 林 公 正	(社)兵庫県保育協会会長
清 水 ひろ子	兵庫県町村会理事(播磨町長)
鈴 木 紀 元	(社)兵庫県医師会常任理事
武 田 政 義	(社福)兵庫県社会福祉協議会会長
立 木 茂 雄	同志社大学社会学部教授
田 辺 克 之	公募委員
樽 本 庄 一	兵庫県市長会(加古川市長)
寺 井 里 美	公募委員
寺 崎 正 俊	兵庫県経営者協会会長
登 里 倭 江	兵庫県いずみ会会長
濱 田 英 世	子育て支援NPO代表(やんちゃんこ)代表
林 芳 樹	(株)神戸新聞社編集局局長
速 水 順一郎	兵庫県青少年団体連絡協議会会長
水 越 浩 士	兵庫県商工会議所連合会会頭
森 茂 起	甲南大学文学部人間科学科教授
森 本 和 憲	N H K 神戸放送局局長
森 本 洋 平	日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長
山 崎 清 治	公募委員
行 幸 子	兵庫県商工会女性部連合会会長
吉 田 隆 三	兵庫県児童養護連絡協議会会長
米 山 清 美	N P O と行政の子育て支援会議幹事
オブザーバー	
白 川 欽 也	兵庫労働局長

掲載事業索引

あ

赤ちゃん体操教室事業の推進	29
育児・介護等離職者再雇用助成事業の実施	41
いじめ対策緊急支援総合事業の推進	36
いじめ等教育相談の実施	35
NPOと行政の子育て支援会議への支援	48
「おやし元気プロジェクト」の推進	42

か

学校生活支援教員配置事業の推進	29
家庭と地域の子育て力アップ事業の推進	23
環境体験事業の推進	31
携帯メール等による情報提供	23
県医師会との子育て支援協働事業の推進	28
健康福祉事務所等における健康相談、 子育て相談の実施	19
県民交流広場事業の推進	46
県立いえしま自然体験センターの運営	33
県立神出学園の運営	36
県立こどもの館による先導的子育て支援の推進	20
県立但馬やまびこの郷の運営	36
県立病院等による先進的な小児診療サービスの提供	27
県立山の学校の運営	36
公共交通のバリアフリー化の推進	47
高校生就業体験事業 - インターンシップ推進プラン - の推進	31
高等学校学力向上マイスター派遣事業の実施	35
高等学校奨学資金貸与事業の実施	30
こうのとりの大使縁結び交流会の活動支援の充実	38
公立高校の授業料無償化及び 高等学校等就学支援金の創設(国)	30
こころの相談支援事業の推進	36
こころ豊かな人づくり500人委員会の開設	46
子育て応援協定締結企業等による取組の強化	40
子育て応援協定締結団体等による体験事業の実施	33
子育て応援ネットの推進	44
子育てショートステイ事業の実施	26
子育て世帯向け民間住宅情報の ホームページによる提供	39

子育てほっとステーション事業の推進	21
こども医療費助成の創設	27
子ども手当の支給(国)	30
子どもの遊び場・若者の居場所づくり活動の支援	33
子どもの事故防止強化事業への支援	23
子どもの生活習慣づくり運動の推進	22
子どもの冒険ひろば事業の推進	33
コミュニティ応援隊の派遣等による コミュニティ担い手の育成支援	46
婚活セミナーの開催	38
さ	
再就業・在宅ワーク支援事業の推進	41
三世代同居に資する住宅施策の展開	43
事業所内保育施設設置の推進	40
「仕事と生活の調和と子育て支援に関する三者合意(ひょうご子ども未来三者合意)」及び「『仕事と生活のバランス』 ひょうご共同宣言」に基づく事業展開	47
自然学校の推進	31
市町ボランティア活動支援の推進	48
実習・座学連携養成事業(デュアルシステム)の実施	38
児童委員、児童養護施設・こども家庭センターの 連携推進(オレンジネット)	44
児童委員・主任児童委員活動の推進	21
児童虐待防止相談指導體制の整備	44
児童扶養手当の支給	30
児童養護施設等社会的養護体制の充実	45
清水が丘学園における子育て支援機能の充実	45
社会基盤学習の実施	34
若年者就業機会促進事業	37
周産期医療体制の充実	18
重症心身障害児(者)への支援	29
住宅供給公社による特優賃ハッピー応援プランの実施	39
出産育児一時金の支給(国)	18, 30
小・中学校における新学習システムの推進	34
障害児等療育支援充実事業の実施	28
商店街活性化事業による子育て支援の実施	26
小児科・産科医の確保及び女性医師の 就業支援の推進	27

小児救急医療体制の整備推進	27
小児細菌性髄膜炎防止のための予防接種支援	27
少年サポートセンターの運営	45
食で育む元気ひょうご推進事業の推進	22
職場でのパートナーシップ啓発事業の実施	41
私立高等学校等授業料軽減制度	30
私立幼稚園での預かり保育の推進	25
私立幼稚園における幼児教育相談の実施	21
新婚・子育て世帯の県営住宅への優先入居の実施	39
新 ひょうごユースケアネット推進会議*の設置	35
「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進	46
「スポーツクラブ 21 ひょうご」活動支援事業の推進	34
青少年芸術体験事業“わくわくオーケストラ教室” の推進	32
青少年団体活動の推進	34
青少年のインターネット等の利用対策の推進	35

た

「大学コンソーシアムひょうご神戸」との 子育て支援協定に基づく協働の拡充	47
多子世帯保育料軽減事業の推進	24, 30
男女共同参画社会づくり協定の推進	41
地域・家庭の伝統行事の普及推進	42
地域安全まちづくりの推進	45
地域子育て支援拠点事業の推進	20
地域団体、職域団体、NPO等との協働事業の展開	47
地域“孫そだて”事業の推進	43
地産地消による学校給食の推進	22
中高生向け親学習プログラムの改訂	42
中小企業育児休業・介護休業代替要員確保支援事業 の実施	40
DV対策の体制の強化	44
DV被害者支援事業の拡充	44
道徳教育の推進	35
特定不妊治療の支援	19
特別支援学校医療的サポート推進事業の実施	29
特別保育(延長保育、休日保育等)の推進	25
トライやる・ウィークの推進	31
トライやる・ワークの推進	31

な

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) の支援	19
乳幼児子育て応援事業の拡充	22
乳幼児等医療費助成の実施	27
妊産婦のメンタルサポートの推進	19
認定こども園の推進	25
妊婦健診の推進	18
年長フリーター等就職支援事業の推進	37
農林水産体験ファームの実施	33

は

発達障害児支援体制の整備	28
発達障害者支援センターの運営推進と 同センター児童専用ランチの設置	28
ひとり親家庭(母子・父子家庭)等に対する支援の充実	24
「ひょうご あそびの伝承プログラム」の普及推進	44
ひょうご絵本プロジェクトの展開	21
ひょうご家庭応援県民運動の推進	42
ひょうご子育て応援の店事業の推進	48
ひょうご子育て支援カードの配布	23
ひょうご子ども未来通信の配信	23
「ひょうご子ども・若者応援団」の設置	34
ひょうご仕事と生活センター事業の推進	40
ひょうご食育推進事業の推進	22
ひょうご女性チャレンジ支援プロジェクトの推進	41
「ひょうご青少年者社会貢献キャリア認定制度」の推進	38
「ひょうご匠の技」探求事業の推進	32
ひょうご出会い支援事業の推進	38
ひょうごニート支援ネットワークの推進	37
ひょうごの環境学習・教育の総合的推進	32
「ひょうごの匠」ものづくり体験事業の推進	32
「ひょうごの達人」招聘事業の推進	32
ひょうご放課後プラン事業の推進	26
病児・病後児保育の支援	25
ファミリーサポートセンター事業の推進	26
不妊専門相談の推進	19
ふるさと人材確保ネットワーク事業の推進	37
保育所整備の推進	24
保育所における一時保育・特定保育の実施	26

保育所における子育て相談の実施	21
保育の質の向上のための研修の実施.....	25
放課後障害児育成事業の実施	28

ま

まちなか子ども体験活動プログラム事業の推進	33
まちの子育てひろば事業の推進.....	20
まちの寺子屋プロジェクトの推進.....	43
まちの保健室事業の推進.....	20
学びの充実促進事業の推進.....	35
みんなの声かけ運動の推進.....	47
ものづくり大学校による体験事業の実施.....	34

や

薬物乱用防止対策の啓発.....	46
------------------	----

ヤングトークの実施	36
ユニバーサル社会づくり実践モデル地区の整備推進...46	
養育支援訪問事業の推進	19

ら

労働環境対策事業の推進	41
-------------------	----

わ

若者しごと倶楽部による就業支援の推進	37
若者に対する結婚・子育てへの意識向上	38
若者ゆうゆう広場事業の推進	33
「わくわく親ひろば」の新たな展開	23
わくわく幼稚園の開設	26

